

事業概要

令和 8 年 版

 東京都立精神保健福祉センター

はじめに

令和7年度の東京都立精神保健福祉センターの事業実績をまとめた令和8年版事業概要をお届けいたします。

精神保健医療福祉の分野では、国の施策として、平成30年度以降「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を基本理念にし、各地域での基盤整備に向けた取組の推進が図られてきました。さらに、国の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」における議論の後、令和4年12月に「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」の位置づけで「精神保健福祉法」が改正されました。

この改正法には、医療保護入院制度の改正、精神科病院における虐待防止や入院者訪問支援事業の実施に関する内容等が盛り込まれるとともに、精神保健福祉に関する相談支援の対象者の拡大（精神障害者だけでなく精神保健に課題を抱える者も対象とする）と、それに対する適切な支援の包括的な確保も明確化されました。

さらに、この間の国の新たな動きとして、令和7年12月に医療法が改正され、2040年を見据えた新たな地域医療構想において精神科医療もこれに位置付けられることとなり、地域の精神科医療機関における必要な病床数の検討や、それぞれの精神科医療機関の機能や役割の明確化などが求められていくことにもつながり、地域生活を支える保健・医療・福祉の支援関係機関の連携や支援体制の更なる強化等も、今後、地域においてより切実な課題となっていくことが予想されます。

こうした背景からも、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けて今後益々、保健・医療・福祉の各機関が緊密に連携していく取組が求められ、当センターにおいても、一層、専門的技術機関、中核機関としての役割が求められていくものと思われます。

また、依存症施策において、令和元年度から当センターを含めた3つの都立（総合）精神保健福祉センターが、東京都の依存症相談拠点として位置付けられ、相談支援体制の一層の充実を図ることや地域連携会議を開催することなど、専門的相談機関としての機能の更なる充実・強化に向けた取組を進めてきました。

さらに、近年は、甚大な被害がもたらされている災害の発生等もあり、今後、そう遠くない将来に、首都直下型地震や南海トラフ地震などの大規模な災害の発生が想定される中、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動をはじめとした、災害時支援体制の充実や、さらなる強化を進めていくことが重要な課題となります。

このように、地域精神保健福祉領域においては、新たに求められる様々な課題があり、これらの課題に着実に取り組んでいくことが、さらに必要とされてきております。

当センターでは、こうした背景を踏まえつつ、都民のこころの悩み等に対応していくとともに、精神障害を持つ方が、地域住民の一員として、安心して自分らしい暮らしが送れるよう、関係機関との協力や連携の体制をより一層推進し、精神保健福祉活動における技術的な中核機関としての役割を全うできるよう努力してまいります。

今後とも皆様方の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和8年9月

東京都立精神保健福祉センター

所長 石黒 雅浩

目 次

I センターの概要

1 沿革及び主要事業の推移	3
2 設置目的と運営方針	4
3 業務のあらまし	5
4 精神保健福祉社会資源	8
5 組織及び職員数	9
6 事業費	11
7 所在地及び施設	12

II 業務内容及び実績

精神保健福祉センター事業実績（総括表）	17
1 技術援助	18
(1) 技術援助一般	
(2) 区東部特別区・保健所・精神保健福祉センター連絡会（13区連絡会）	
(3) 心神喪失者等医療観察法関連	
2 教育研修	22
(1) 精神保健福祉研修等	
(2) 実習生・研修生の受入れ	
3 広報普及	24
(1) 講師派遣・講演会	
4 調査研究	26
(1) 学会発表等研究業績一覧	
(2) 調査回答	
(3) 所内職員研修	
5 精神障害者地域移行体制整備支援事業	28
(1) 精神障害者地域移行体制整備支援事業の目的・根拠	
(2) 都内3センターでの取組み	
(3) 精神保健福祉センターの取組み	
6 精神保健福祉相談	35
(1) 精神保健福祉相談件数	
(2) 新来相談（新規相談と再来相談）	
(3) 島しょ巡回相談・援助	
(4) 法律問題事例検討会	
(5) 依存症相談	
(6) 思春期・青年期相談	
7 アウトリーチ支援	59
(1) アウトリーチ支援事業の概要	
(2) アウトリーチ支援事業実績	
(3) アウトリーチ支援事業研修・人材育成（外部研修協力を含む）	

8	組織育成	66
9	東京都災害時こころのケア体制整備事業	68
	(1) 事業の目的	
	(2) 精神保健福祉センターの取組み	
10	社会復帰活動（デイケア）	70
	(1) デイケアの概要	
	(2) デイケアプログラムの内容	
	(3) その他の活動	
	(4) 運営状況	
	(5) 利用実績等	

Ⅲ 参考資料

1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（抜粋）	81
2	精神保健福祉センター運営要領（令和5年11月27日付障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	83
3	東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和60年東京都条例第27号）（抜粋）	87

I センターの概要

- 1 沿革及び主要事業の推移
- 2 設置目的と運営方針
- 3 業務のあらまし
- 4 精神保健福祉社会資源
- 5 組織及び職員数
- 6 事業費
- 7 所在地及び施設

1 沿革及び主要事業の推移

昭和 35 年 1 月	精神衛生法第 7 条に基づき、都民の精神衛生に関する相談・指導及び精神衛生に関する知識の普及を図るため、世田谷区松原に、「梅ヶ丘精神衛生相談所」開設（建物面積 132 m ² 、職員 5 名）
昭和 37 年 6 月	同相談所増築、職員増員（建物面積 267.3 m ² 、職員 8 名）
昭和 40 年 6 月	精神衛生法改正により、第一線機関に位置づけられた保健所と連携して、活動を強化するようになる。
昭和 41 年 7 月	昭和 40 年 6 月の精神衛生法改正に伴い、台東区下谷に、「精神衛生センター」開設（建物面積 502 m ² ）。梅ヶ丘精神衛生相談所は、「精神衛生センター梅ヶ丘分室」となる。職員は分室を含め 20 名。
昭和 56 年 6 月	アルコール相談業務開始
昭和 60 年 4 月	中部総合精神衛生センターの発足に伴い、当センターの担当地域は、東部14区（千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川）及び島しょとなる。「精神衛生センター梅ヶ丘分室」は廃止。
昭和 63 年 7 月	精神衛生法が大きく改正され、新たに精神保健法として施行されたことに伴い、「精神保健センター」と名称を変更。
昭和 64 年 1 月	アルコール特定相談として位置づけ
平成 4 年 7 月	多摩総合精神保健センターの発足に伴い、当センターの担当地域は、東部13区（練馬区を中部総合精神保健センターに変更）及び島しょとなる。
平成 7 年 7 月	精神保健法の一部を改正する法律の施行に伴い、「精神保健福祉センター」と名称を変更
9 月	精神科デイケアを保険診療適用事業に変更
平成 8 年 1 月	薬物関連相談開始
4 月	薬物特定相談事業として位置づけ
平成 13 年 4 月	思春期・青年期相談を特定相談として位置づけ
平成 14 年 4 月	法改正により、都道府県（及び政令指定都市）の必置機関となる。 思春期・青年期、親グループの開始
平成 16 年 4 月	思春期・青年期、本人グループの開始
平成 17 年 4 月	学校連携事業の開始
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法の施行
平成 21 年 4 月	地域体制整備担当係長の配置
平成 23 年 4 月	アウトリーチ支援事業の本格開始
平成 28 年 3 月	現在地での庁舎改築のため、仮設庁舎（プラチナ第2ビル）に移転 精神保健福祉センター・下谷分室改築工事 基本設計完了
平成 29 年 3 月	精神保健福祉センター・下谷分室改築工事 実施設計完了
9 月	精神保健福祉センター・下谷分室改築工事着手
平成 31 年 3 月	新庁舎に移転。東京都老人性認知症専門医療事業終了
4 月	依存症相談拠点として位置づけ
令和 5 年 3 月	東京都精神障害者社会適応訓練事業終了

2 設置目的と運営方針

東京都立精神保健福祉センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条に定める「精神保健福祉センター」として、「東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例」（昭和 60 東京都条例第 27 号）に基づき以下の事業を行う。

- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究を行うこと。
- 精神保健福祉業務従事者等に対する教育研修及び技術援助を行うこと。
- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち、複雑又は困難なものを行うこと。
- 都内に住所を有する回復途上にある精神障害者に対し、社会適応性を診断し、診療、訓練及び就労援助等を行うこと。
- 精神医療審査会の審査に関する事務並びに精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を担当すること。（事務局は中部総合精神保健福祉センターに設置）

精神保健福祉センターの役割は、地域住民の精神的健康の保持、増進から、精神障害及び現代社会の様々なストレスによる適応障害の発生予防、更には精神疾患により生じた社会生活上の困難を改善するためのリハビリテーションに至るまで広範囲にわたる。

当センターは、精神保健福祉に関する総合的技術センターとしてこれらの役割を果たすため、地域精神保健福祉活動の課題を分析し、保健所をはじめとする保健・医療・福祉・教育・司法・労働等の関係諸機関に対して積極的に協力援助を行い、各機関の緊密な連携を図る。また、地域住民による精神保健福祉に関する活動を積極的に支援し、心の健康が重視され、障害を持つ者も暮らしやすくなるような地域づくりに貢献する。

3 業務のあらまし

当センターは東部 13 区（千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）及び島しょ部を担当地域とし、以下の業務を行う。

都内（総合）精神保健福祉センターの担当地域



（１）技術援助

保健所をはじめ、精神保健福祉に関わる機関や施設に対し、専門的立場から技術援助・協力を行う。

（２）教育研修

精神保健福祉に関わる機関や施設職員を対象に、技術の向上と連携を図るため研修を行っている。また、関係機関職員現任研修と医療系、社会福祉系の学生の実習を受け入れている。

（３）広報普及

都民が自らメンタルヘルスに関心を持ち、より健康的な生活が営めるよう、また、心の病を持つ人が地域で安心して暮らしていけるよう、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や地域の資源等に関する情報発信を行う。

（４）調査研究

地域精神保健福祉に関する諸活動を推進するために調査研究を行うとともに、統計及び資料の収集を行う。

（５）精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神科病院への長期入院のために、地域での生活に不安を持ち、退院が可能な状況であるにもかかわらず、退院に踏み出せない方への働きかけや、退院を後押しする病院スタッフ・地域支援者と連携し、精神障害者の地域移行のための体制作りを支援すると共に、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、相互の理解を深め、広域にわたるネットワークの強化を図る支援を行う。

（６）精神保健福祉相談

ア 精神保健福祉相談一般

心の健康に関する相談、精神科医療の新規受診や受診継続に関する相談に対して、保健所をはじめ関係機関と連携を図りながら支援を行う。

イ 島しょ巡回相談・援助

島しょ部における精神保健福祉活動の充実を図るため、島しょ保健所出張所及び支所と連携し、日頃の電話、WEBによる連絡に加え、巡回相談・技術援助を行う。

ウ 法律問題事例検討会

地域の関係機関が対応する困難事例について、法的根拠を理解し問題解決につなげるため、弁護士を助言者とする検討会を開催する。

エ 依存症相談

依存症関連問題の発生予防、依存症者の社会復帰の促進等を図ることを目的とし、個別相談、家族教室、当事者向けプログラム、専門スタッフによる事例検討会、専門的立場から関係機関への技術援助等を行う。また、関係機関との連携を深め、包括的な支援を実施する。

オ 思春期・青年期相談

思春期・青年期特有の発達課題に関連した心理的問題を有する者、あるいは若年発症の精神障害者に対して、メンタルヘルスの増進や障害の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、個別相談、本人を対象としたグループワーク、家族を対象としたグループワーク、専門スタッフによる事例検討会、教育機関に対する技術援助等を行う。

（７）アウトリーチ支援

専門職チームが、区市町村・保健所等と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指すとともに、区市町村、保健所、医療機関、福祉サービス事業所等の関係機関の職員に支援技法の普及を図り、地域における人材育成を推進する。

（８）組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉サービスを担う民間の組織や精神障害者の生活を支援する様々な活動に対して援助を行っている。また、新たに組織を作ろうとする際の支援も行う。

(9) 東京都災害時こころのケア体制整備

大規模災害等により機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスを受けた被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、災害等発生時における専門的なこころのケアに関する支援体制を整備する。

(10) 社会復帰活動（デイケア）

平成7年9月から、精神科デイケア基準（小規模）に基づき、保険診療としてデイケアを行っている。グループ活動、個別のケースワーク、家族支援を通して、利用者が社会生活を円滑に営めるよう支援する。

(11) 精神医療審査会

平成11年に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、平成14年度から精神医療審査会の事務及び精神保健福祉手帳や通院医療費公費負担に関わる審査が精神保健福祉センターに移管された。東京都では中部総合精神保健福祉センターに事務局が設置されている。

4 精神保健福祉社会資源（東部 13 区・島しょ部）

（単位：か所）

地 区	※1 人 口 (人)	※2 保健所 ダイヤ	※3 生活介護	※3 自立訓練 (生活訓練)	※3 地域活動 支援センター (I 型)	※3 就労移行 支援	※3 就労継続 支援		※3 福祉ホーム	※3 グループ ホーム	※3 保険診療 ダイヤ
							A 型	B 型			
千代田区	69,736			2	1	21	1	9		1	7
中央区	191,873			2	1	3	1	7		3	5
文京区	237,413	1	1	1	2	5		7		5	5
台東区	217,798	1	3	4	1	8	2	10		6	6
墨田区	289,527			1	1	8		11	1	4	5
江東区	544,445	4		3	3	6	2	20		5	3
豊島区	297,511			1	1	13	4	14		26	8
北区	369,802		1	4	1	9	1	11		11	3
荒川区	226,289		1	2	1	3	1	12	1	16	1
板橋区	587,481		2	5	3	7	1	20		45	8
足立区	708,138	1	9	3	1	12	6	42		21	10
葛飾区	474,536			3	3	6	3	16		34	2
江戸川区	701,652		3	2	6	12	5	23		42	3
大島支庁 管内	10,835	1						1			1
三宅支庁 管内	2,395	1									
八丈支庁 管内	6,710		1					2		3	
小笠原支庁 管内	2,434										
計	4,938,575	9	21	33	25	113	27	205	2	222	67

出典・資料 ※1：令和8年6月現在 東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

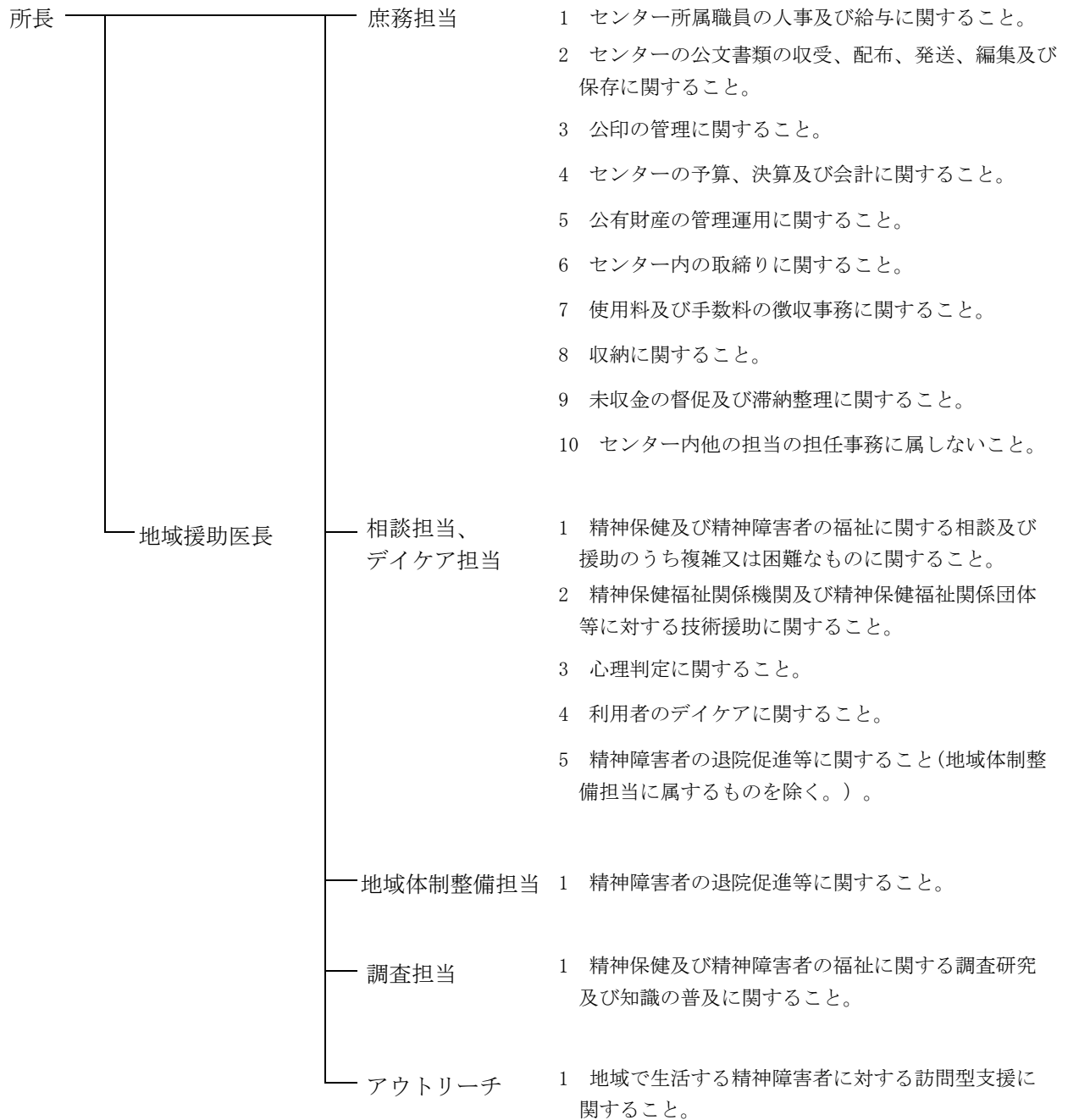
※2：令和8年6月現在 各自治体ホームページより

※3：「令和7年版 東京都の精神保健福祉の動向（特別区・島しょ編）」より

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型及び地域活動支援センター I 型は、主な対象者に精神障害者を含む事業所を集計
- ・福祉ホーム及びグループホームは主な対象者を精神障害者とする住居について集計
- ・地域活動支援センター I 型は令和8年1月1日現在。福祉ホームは令和7年4月1日現在。グループホームは令和7年6月1日現在
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型は令和7年11月1日現在
- ・保険診療ダイヤは、令和7年12月1日現在

5 組織及び職員数

(1) 組織



(2) 職員数

(令和8年4月1日現在)

職 種 区 分		事務系	福祉系		医療技術系			計
		事 務	福 祉	心 理	医 師	保 健 師	看 護 師	
定 数		2	3	3	4	2	2	16
現 員	所 長				1			1
	医 長				1			1
	医 員				1			1
	庶 務 担 当	3						3
	相 談 担 当 ※デイケア担当を含む。		4	3			3	10
	地域体制整備担当					1		1
	調 査 担 当		1	2				3
	ア ウ ト リ ー チ		1	1		1	1	4
	計	3	6	6	3	2	4	24

6 事業費

(1) 歳出

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度 決 算 額	令和 6 年度 決 算 額	令和 7 年度 決 算 額
管 理 運 営	26,256	38,518	36,210
事 業 費	23,718	29,250	26,127
建物維持管理	6,270	6,370	6,058
計	56,244	74,138	68,395

(2) 歳入

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度 決 算 額	令和 6 年度 決 算 額	令和 7 年度 決 算 額
使用料及手数料	2,413	2,354	2,413
国 庫 支 出 金	628	628	628
諸 収 入	24	34	24
計	3,065	3,016	3,065

7 所在地及び施設

(1) 所在地

住所 〒110-0004

東京都台東区下谷一丁目1番3号

電話 03(3844)2210 FAX 03(3844)2213

相談電話 03(3844)2212

(月～金曜日 9時から17時(祝日と年末年始を除く))

ホームページ <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/sitaya>

交通機関

JR線 上野駅(入谷口)から徒歩10分

JR線 鶯谷駅(南口)から徒歩10分

東京メトロ日比谷線 入谷駅(1・2番出口)から徒歩5分

(駐車場・駐輪場はありません。)



(2) 施設規模

敷地面積 330.94㎡

延床面積 601.11㎡（福祉局精神保健医療課下谷分室を除く。）

1階 82.71㎡

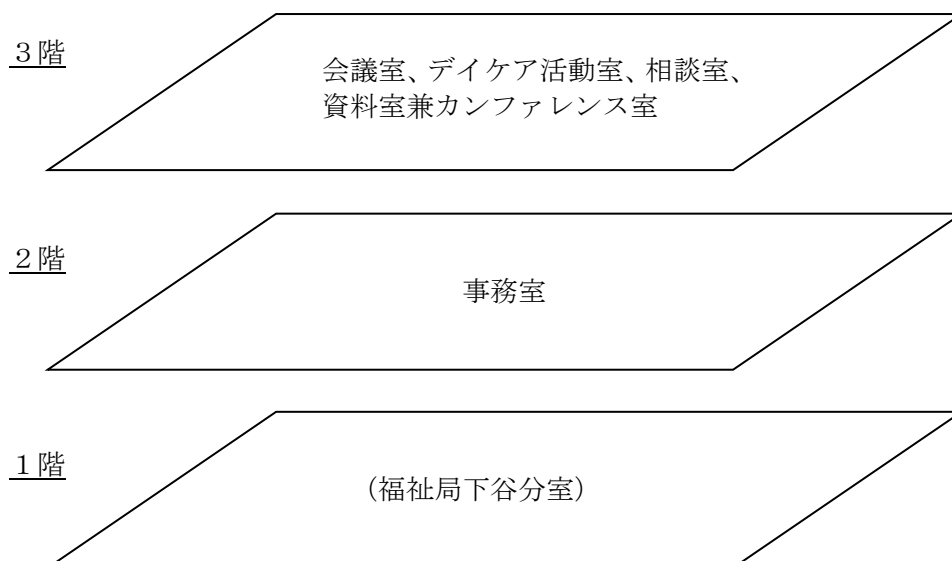
2階 249.21㎡

3階 269.19㎡

(外観)



(フロア構成)



Ⅱ 業務内容及び実績

精神保健福祉センター事業実績（総括表）

1 技術援助

- (1) 技術援助一般
- (2) 区東部特別区・保健所・精神保健福祉センター連絡会（13 区連絡会）
- (3) 心神喪失者等医療観察法関連

2 教育研修

- (1) 精神保健福祉研修等
- (2) 実習生・研修生の受入れ

3 広報普及

- (1) 講師派遣・講演会

4 調査研究

- (1) 学会発表等研究業績一覧
- (2) 調査回答
- (3) 所内職員研修

5 精神障害者地域移行体制整備支援事業

- (1) 精神障害者地域移行体制整備支援事業の目的・根拠
- (2) 都内 3 センターでの取組み
- (3) 精神保健福祉センターの取組み

6 精神保健福祉相談

- (1) 精神保健福祉相談件数
- (2) 新来相談（新規相談と再来相談）
- (3) 島しょ巡回相談・援助
- (4) 法律問題事例検討会
- (5) 依存症相談
- (6) 思春期・青年期相談

7 アウトリーチ支援

- (1) アウトリーチ支援事業の概要
- (2) アウトリーチ支援事業実績
- (3) アウトリーチ支援事業研修・人材育成（外部研修協力を含む）

8 組織育成

9 東京都災害時こころのケア体制整備事業

- (1) 事業の目的
- (2) 精神保健福祉センターの取組み

10 社会復帰活動（デイケア）

- (1) デイケアの概要
- (2) デイケアプログラムの内容
- (3) その他の活動
- (4) 運営状況
- (5) 利用実績等

精神保健福祉センター事業実績（総括表）

(1) 技術指導・援助

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
技術援助件数	3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

(2) 教育研修・実習生

区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
関係機関 職員研修	回 数	7	7	7	8	8
	実日数	3.5	3.5	3.5	4	4
	実人員	2,103	2,003	1,762	1,625	1,371
	延人員	2,103	2,003	1,762	1,625	1,371
学生・関係 職員実習	回 数	1	1	1	1	1
	実日数	8	8	8	15	8
	実人員	1	2	2	2	2
	延人員	8	16	16	23	16

(3) 広報普及

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
見学案内件数	26	20	31	46	57
講演会件数	23	44	41	35	27
情報提供件数	2,117	1,675	1,779	2,292	1,865
ホームページアクセス件数	647,003	513,682	—	—	—

(4) 調査研究

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
研究業績件数	3	1	1	0	1

(5) 精神保健福祉相談件数

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
総 数	8,578	8,401	8,043	8,630	9,821
アルコール関連	635	861	884	1,052	837
薬物関連	404	374	451	469	427
児童・思春期	742	808	590	577	614
高齢者	274	276	211	221	141
精神障害関連	5,087	4,777	4,704	4,490	5,899
こころの健康	1,429	1,298	1,194	1,810	1,886
施設利用希望	7	7	9	11	17

(6) 組織育成

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
組織育成件数	669	794	716	672	567

(7) 社会復帰活動（デイケア）

区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
デイケア	利用者数(延)	579	707	621	626	535
	実施回数	176	175	177	173	175
	実施頻度	週 4 日	週 4 日	週 4 日	週 4 日	週 4 日

1 技術援助

(1) 技術援助一般

近年、精神保健福祉の問題は、保健、医療、福祉、労働、教育等、多方面の領域に拡大してきており、緊密な連携が求められている。精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者の福祉と医療の向上に資することを目的として、精神保健福祉を担う行政機関及び精神保健福祉行政に密に関係する機関に対して技術援助・協力を行っている。

技術援助・協力の内容は以下のとおりである。

ア 処遇に関する相談・助言

各機関が支援しているケースについて、対応の助言、事例検討会の参加、ケアマネジメント、同行訪問等を行う。また、医療観察法に基づくケア会議の出席及びケースへの支援を行う。

イ 情報・知識の提供

精神保健福祉法、障害者総合支援法、医療観察法などの法律、制度に関する情報や資料の提供、資源の紹介などを行う。

ウ 機関・組織への業務協力

関係機関の業務検討に関する助言、会議や連絡会への参加、講師派遣等を行う。

エ 東京都及び精神保健福祉センター主催事業

センター主催事業として、担当地域関係機関との業務連絡会、実習協力、島しょ巡回等を行っている。

表1-(1)-1 技術援助 業務形態別

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
来 所	73	69	41	30	62
出 張	749	855	884	815	714
電 話・文 書	2,345	2,847	2,479	2,418	2,269
合 計	3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

表1-(1)-2 技術援助 種別

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アルコール問題	73	140	166	76	72
薬物依存	35	67	81	57	63
思春期・青年期	121	158	89	90	101
高齢者問題	3	15	9	5	2
デイケア	33	1	2	4	6
心の健康	22	19	10	10	11
一般精神	631	543	426	340	214
社会適応訓練	5	4	0	0	0
体制整備	239	580	577	838	817
アウトリーチ	1,459	1,625	1,451	1,293	1,199
その他	546	619	593	550	560
合 計	3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

表1-(1)-3 技術援助 対象機関別

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
保健所	1,952	2,365	2,213	1,968	1,807
福祉事務所	29	62	60	72	43
他福祉関係	174	85	79	71	44
医療機関	228	295	245	184	210
教育機関	26	47	43	20	32
労働関係	48	95	22	15	17
司法関係	432	412	397	468	469
区市町村(精神保健主管部門)	108	122	123	271	308
その他の官公庁	168	287	221	193	114
その他	2	1	1	1	1
合 計	3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

表1-(1)-4 技術援助 地域別

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
千代田区	469	501	482	491	503
中央区	63	166	129	208	194
文京区	88	134	132	143	135
台東区	252	294	256	236	252
墨田区	94	130	106	72	77
江東区	119	190	116	85	120
豊島区	245	91	87	126	103
北区	210	141	261	255	254
荒川区	106	125	126	143	148
板橋区	180	246	197	221	227
足立区	574	666	522	504	369
葛飾区	193	297	305	159	154
江戸川区	205	246	265	256	159
島しょ部	93	163	108	120	119
その他	276	381	312	244	231
合 計	3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

表1-(1)-5 技術援助 援助項目別

(単位：件)

年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
区分						
処 遇 ・ 相 談	個別ケース	2,354	2,697	2,280	2,030	1,862
	グループワーク	0	0	0	0	0
	事例検討	46	49	60	41	56
	連絡調整	292	204	203	114	135
情報知 識提供	資源紹介	65	35	41	31	27
	知識・資料提供	40	51	63	47	59
機 関 ・ 組 織 へ の 業 務 協 力	業務検討	15	25	121	3	8
	組織育成	1	1	0	0	2
	会議・連絡会	52	153	183	75	51
	講演・研修	60	49	46	57	37
	地域行事	9	9	2	62	66
	調査・研究	1	3	2	11	10
	アドミニストレーション	0	1	4	1	5
	連絡調整	155	385	218	331	353
センタ ー主催 等の業 務・運 営	事業別会議	21	15	23	25	23
	社会適応訓練	5	4	0	0	0
	高齢者医療相談調整委員会	0	0	0	0	0
	都主催行事	2	0	0	3	1
	研修・実習協力	3	7	20	59	9
	連絡調整	35	31	94	337	316
島しょ巡回相談事業業務連絡		7	47	39	26	17
その他		4	5	5	10	8
合 計		3,167	3,771	3,404	3,263	3,045

(2) 区東部特別区・保健所・精神保健福祉センター連絡会（13 区連絡会）

住民の多様な精神保健福祉ニーズに応えるために、特別区及び保健所並びに東京都及び精神保健福祉センターが精神保健福祉行政における連携を深め、適切な施策を進めるための討議及び情報交換を目的として、平成 8 年度から実施している。

表 1-(2)-1 連絡会の開催実績（令和 7 年度）

テ ー マ	多職種連携を考える
日 時	令和 8 年 1 月 16 日（金曜日）午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで
場 所	東京都社会福祉保健医療研修センター 702 教室
参 加 人 数	区東部特別区及び島しょ保健所、保健センター、障害福祉課、高齢福祉課：24 名 東京都及び都立（総合）精神保健福祉センター：11 名 合計 35 名
内 容	1 北区 措置入院者退院後支援における精神保健福祉士の関わり 北区健康部健康政策課健康増進係 2 豊島区 精神保健福祉士等による伴走型支援事業について 豊島区高齢者福祉課地域ケアグループ 3 江戸川区 多職種連携の取り組み 江戸川区健康部健康サービス課・葛西健康サポートセンター

(3) 心神喪失者等医療観察法関連

平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年 7 月より施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、東京都心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会等に参加し、東京保護観察所や関係機関と連携を図っている。

心神喪失者等医療観察法対象者に対しては、指定入院期間中に開催される CPA（Care Program Approach）会議や指定通院中の東京保護観察所主催の地域ケア会議などに参加し、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されるよう、関係機関と連携をしながら支援を行っている。

また心神喪失者等医療観察法の処遇終了後のケースについても、地域関係機関からの求めに応じ会議等に参加し技術支援を行っている。

令和 7 年度に職員が参加した CPA 会議及び地域ケア会議への参加回数は、オンライン会議参加を含め 220 回である。

表 1-(3)-1 医療観察法ケース数

（単位：回）

区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
年度当初	56	59	58	54	57
新規ケース数	16	12	10	14	13
終了ケース数	13	13	14	11	7
年度終了時	59	58	54	57	63

2 教育研修

(1) 精神保健福祉研修等

当センターでは、平成 18 年度から中部総合精神保健福祉センターと合同で、精神保健福祉研修を企画・実施している。研修は 23 区と島しょ地域の地域精神保健福祉活動を推進する関係機関を対象としている。地域関係機関職員の精神保健福祉に関する専門知識・技能の向上を図るとともに、関係機関相互の連携を深めることを目的とした、より専門的な研修である。

令和 7 年度に当センターが企画、運営した研修は、表 2-(1)-1 のとおりである。令和 2 年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての研修をオンライン形式で実施しており、感染症法上 5 類に移行後も、島しょ地域等の遠隔地の受講者の利便性を考慮し、引続きオンライン形式で実施している。

表 2-(1)-1 精神保健福祉研修等の内容（令和 7 年度）

研 修 テ ー マ 実施日・会場		対 象	研 修 内 容・講 師	受講者人数 (申込者数)
精神保健福祉研修	1	精神保健福祉研修基礎 2 令和 7 年 6 月 6 日(金) オンライン研修	「精神疾患の理解」 東京都立精神保健福祉センター 所長 石黒雅浩	252 (327)
	2	トラウマインフォームドアプローチ研修 令和 7 年 7 月 11 日(金) オンライン研修	「トラウマの影響などを理解し、トラウマを経験した人への対応の基本を学ぶ」 長谷川メンタルヘルス研究所 所長 遊佐 安一郎 カウンセラー 片山 皓絵	281 (375)
	3	自然災害とこころのケア 令和 7 年 7 月 30 日(水) オンライン研修	「災害時の支援と支援者支援」 兵庫県こころのケアセンター センター長 加藤寛	214 (278)
	4	アウトリーチ支援研修(前期) 令和 7 年 7 月 31 日(木) オンライン研修	「アウトリーチ支援と生活臨床」 中之条病院 副院長 小川一夫	102 (148)
	5	対人援助職のメンタルヘルス研修 令和 7 年 10 月 30 日(木) オンライン研修	「支援者のセルフケア」 一般社団法人森とこころの研究所 代表理事 春日未歩子	197 (231)
	6	アウトリーチ支援研修(後期) 令和 7 年 11 月 7 日(金) オンライン研修	「訪問支援の実際と支援機関の関係づくり」 国立看護大学校 校長 萱間真美	126 (150)
依存症支援者研修	7	依存症支援者研修 (地域生活支援研修) 令和 8 年 1 月 29 日(木) オンライン研修	「ギャンブル等依存症の理解と対応」 浦和まはろ相談室 所長 高澤和彦	154 (220)

研 修 テ ー マ 実施日・会場		対 象	研 修 内 容・講 師	受講者人数 (申込者数)
その他	8	基幹相談支援センター 研修（*精神障害者地域移行体制整備支援事業の一環として実施） 令和7年12月17日（水） 東京都社会福祉保健医療研修センター	基幹相談支援センター職員及び設置を検討している自治体職員 「基幹相談支援センターにおける精神障害への対応や相談体制について」 社会福祉法人ソラティオ 理事長 岡部正文	45 (48)

研修参加者合計 1,371 人

表 2-(1)-2 精神保健福祉研修等受講者内訳

(単位：人)

所属機関		年度	5 年度	6 年度	7 年度
保健所・保健センター			167	177	166
福祉事務所（生活福祉課など含む）			77	60	93
上記以外の区市町村の施設			166	180	168
上記以外の都・国の施設			147	136	136
障害福祉サービス事業所等	訪問系（ホームヘルプ、重度訪問介護等）		3	0	6
	日中活動系（療養介護、生活介護等）		9	9	36
	施設系（施設入所支援）		1	2	25
	居住支援系（自立生活援助、グループホーム）		156	89	65
	訓練系・就労系（自立訓練、就労継続支援、就労移行支援）		234	181	151
	相談支援事業所		86	52	49
	地域活動支援センター		66	40	46
	その他		22	59	26
医療機関			183	206	145
学校関係			23	51	15
高齢者関係施設			123	103	85
社会福祉施設（社会福祉協議会、その他福祉施設）			208	174	96
その他			91	106	63
受講者合計			1,762	1,625	1,371

(2) 実習生・研修生の受入れ

精神保健福祉実習としては、平成 19 年度からは「教育関係機関」のみとなった。

実習の内容は、デイケア部門への参加の他、各事業の見学や解説、指導を行っている。

表 2-(2)-1 実習受入れ状況

(単位：人)

対象機関	3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	実人員	延べ人員	実人員	実人員	延べ人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
教育機関 (大学・専門学校等)	1	8	2	16	2	16	2	23	2	16

3 広報普及

広く都民に対してこころの健康の増進を図るため、リーフレット・パンフレット等の作成と配布、ホームページの作成、各種情報・資料の提供、マスコミ取材への協力、関係機関や都民を対象とした講演会・勉強会への講師派遣などを行っている。

(1) 講師派遣・講演会

地域の精神保健福祉に関する福祉、教育、医療、保健の各機関や家族会などから、研修や学習会の講師として精神科医、コメディカル職員の派遣要請に対応している。令和7年度は、講師派遣回数27回、参加者数622人であった。

表 3-(1)-1 講師派遣実績（令和7年度）

（単位：人）

区分		対象者	テーマ	人数
1	精神一般	当事者	精神保健福祉センターについて	6
2	薬物	当事者	薬物乱用防止プログラム	3
3	薬物	当事者	薬物乱用防止プログラム	3
4	薬物	当事者	薬物乱用防止プログラム	1
5	精神一般	区民	精神障害の方への理解と接し方	10
6	精神一般	関係機関職員	精神疾患について	30
7	薬物	養護教諭	依存症の相談支援について	12
8	薬物	関係機関職員	薬物依存の治療について	90
9	その他	関係機関職員	動機づけ面接法	48
10	薬物	関係機関職員	薬物依存症の回復について	21
11	薬物	区民	薬物乱用防止について	50
12	薬物	関係機関職員	大麻乱用について	14
13	精神一般	自治体職員	支援者のメンタルヘルスについて	20
14	高齢者	介護支援専門員	高齢期の妄想について	40
15	精神一般	関係機関職員	精神保健福祉について	49
16	アルコール	ケアマネージャー	依存症について	10
17	精神一般	関係機関職員	クライシスプランの活用について	46
18	その他	関係機関職員	支援困難ケースへのアプローチ	10
19	制度事業	関係機関職員	精神保健福祉センターについて	13
20	心の健康	区民	スマートフォンへの依存について	6
21	薬物	区民	薬物乱用について	5
22	心の健康	区民、関係機関職員	自己理解と他者理解について	32
23	精神一般	関係機関職員	統合失調症について	35

区分		対象者	テーマ	人数
24	制度事業	自治体職員、関係機関職員	東京都の精神科救急医療体制について	20
25	高齢者	ケアマネージャー	高齢期の妄想について	20
26	災害	自治体職員	災害時の住民への対応について	8
27	高齢者	ケアマネージャー	高齢者の精神疾患について	20

4 調査研究

(1) 学会発表等研究業績一覧

表 4-(1)-1 口頭発表 (令和 7 年度)

テーマ	発表者	発表機関	発表年月	発表地
統合失調症における急性虫垂炎の重症度に寄与する要因の統計的解析 精神神経学雑誌投稿奨励賞（学術総会部門）受賞	川上 伸太郎	第 121 回日本精神神経学会学術総会	令和 7 年 6 月 21 日	神戸

(2) 調査回答

表 4-(2)-1 調査回答一覧 (令和 7 年度)

調査内容		回答先
1	Voice Bridges Project に関する照会	名古屋市精神保健福祉センター
2	豊島区「障害者福祉のしおり」の校正について	豊島区福祉部障害福祉課管理・政策推進グループ
3	看護補助者の導入（雇用・活用）に関するアンケート調査	公益財団法人東京都看護協会
4	文京区「障害者福祉のてびき」の校正について	文京区福祉部障害福祉課障害福祉係
5	全国精神保健福祉センター状況調査	全国精神保健福祉センター長会
6	摂食障害に関する実態調査	一般社団法人日本摂食障害協会
7	江戸川区「発達障害支援情報ガイド」の校正について	江戸川区発達相談・支援センター
8	足立区「障がい者のしおり」の校正について	足立区福祉部障がい福祉課障がい施策推進担当
9	豊島区精神保健福祉連絡会ガイドブックの掲載について	豊島区精神保健福祉連絡会 あとりえ・ゆうかり
10	全国精神保健福祉センターにおける依存症プログラムの実施状況など活動状況の調査	国立精神・神経医療研究センター
11	「こどもの悩みの受け止めにに関する調査研究」相談窓口に関する実態把握調査	こども家庭庁「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」
12	北区「障害者福祉のしおり」の校正について	北区福祉部障害福祉課王子障害相談係
13	日本司法支援センターが行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート	法テラス東京
14	台東区メンタルヘルスガイド「たいとう心の便利帳」の校正について	台東区保健所保健予防課
15	墨田区発達障害庁内連携マニュアルの校正について	墨田区保健所保健予防課保健予防係
16	性犯罪再犯防止ガイドライン対応実態調査	千葉大学社会精神保健教育研究センター
17	依存症対策全国センター・ホームページの掲載について	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（依存症対策全国センター事務局）

(3) 所内職員研修

表 4-(3)-1 所内職員研修 (令和 7 年度)

(単位：人)

区 分	テーマ	講 師	開催日	参加人数
転入者研修	事業説明	各担当課長代理	4 月 1 日・2 日	2
	着任者研修 (依存症)	医長	4 月 22 日	1
	着任者研修 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)	所長	4 月 28 日	4
	着任者研修 (統合失調症)	医長	4 月 30 日	2
	着任者研修 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)	課務担当課長代理(医師)	5 月 13 日	5
	着任者研修 (思春期・青年期)	課務担当課長代理(医師)	5 月 16 日	3
クルズス	クルズス 入院者訪問支援事業について	所長	5 月 26 日	21
	クルズス ゲーム依存について	課務担当課長代理(医師)	7 月 7 日	22
	クルズス 統合失調症に関する研究発表	会計年度任用職員(医員)	9 月 1 日	17
	クルズス 心のサポーター養成について	相談担当課長代理	12 月 22 日	17
	クルズス アウトリーチ支援について	アウトリーチ担当職員、同課長代理	1 月 5 日	18
医療安全研修	医療安全研修「災害時の事業継続計画 (BCP)」	所長	6 月 24 日	25
	医療安全研修「CVPPP」	都立松沢病院精神科 認定看護師 山口球氏	12 月 22 日	16
文書事務研修	文書事務の基礎知識	庶務担当課長代理	11 月 4 日	2
職場研修	女性が抱える生きづらさの現状と課題	特定非営利活動法人リカバリー 理事長 大嶋栄子氏	2 月 27 日	23

5 精神障害者地域移行体制整備支援事業

(1) 精神障害者地域移行体制整備支援事業の目的・根拠

ア 目的

精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

イ 根拠

精神障害者地域移行体制整備支援事業実施要綱（23 福保障精第 1377 号）

精神障害者地域移行促進事業実施要領（23 福保障精第 1413 号）

グループホーム活用型ショートステイ事業実施要領（23 福保障精第 1414 号）

地域生活移行支援会議実施要領（23 福保障精第 1424 号）

精神障害者地域移行体制整備支援事業基幹相談支援センター向け研修実施要領
（5 福祉障精第 1462 号）

(2) 都内 3 センターでの取組み

ア 障害者地域移行促進事業

令和 6 年度に引き続き、地域における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に係る協議の場やワーキンググループに参加し、各自治体の活動の方向性に合わせながら、活発な情報交換や課題検討への助言等支援を行った。

精神科協力病院においては、地域のピアサポーター活動の受け入れへの協力体制が徐々に拡大し推進されている。また、地域の支援者による動機づけ支援への関心が高まっており、自治体での事業展開に期待を寄せる動きもみられている。

(ア) 地域移行・地域定着促進事業

社会福祉法人等に委託し、指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進した。

また、精神科病院入院者の動機づけ支援、病院プログラムへの参加及びピアサポーターによる入院者との交流等、病院内の地域連携支援体制の構築へ協力した。事業の実施に当たっては、ピアサポーターと協働して行っている。

表 5-(2)-1 地域移行促進事業者（令和 7 年度）

1	世田谷区	(福) めぐはうす	2	江戸川区	(福) ひらイルミナル 相談支援センター くらふと
3	八王子市	(特非) わかくさ福祉会 地域サポートユニット hiraku (ひらく)	4	国分寺市	(福) はらからの家福祉会 地域生活支援センター プラッツ
5	西東京市	(医) 薫風会 地域活動支援センター ハーモニー	6	三鷹市	(福) 巣立ち会 野の花

表 5-(2)-2 指定一般相談支援事業所等への指導・助言（令和 7 年度）

（単位：件）

機関と内容	件数
指定一般相談支援事業所への指導・助言	2,722
関係機関への連絡調整	7,206
会議等への参加	435

（イ）ピアサポーターとの連携及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

社会福祉法人等に委託（（ア）と同じ）し、ピアサポーターやピアサポーター活用アドバイザーとの連携を図るとともに、ピアサポーター及びピアサポーターの育成や活用を行う相談支援事業所に対して必要な情報提供を行った。

表 5-(2)-3 ピアサポーターの活動（令和 7 年度）

活動内容	実施状況
総活動数（回）	925
実施場所（か所）	72
延べピアサポーター数（人）	374

（ウ）地域移行関係職員に対する研修

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な地域移行・地域定着が図られるよう地域移行関係職員に対する研修を実施した。

令和 7 年度は 2 日制の研修とし、オンデマンド配信による研修動画の視聴と 3 か所の会場での集合研修（全 6 回）を組み合わせた形式で実施した。オンデマンド配信では、精神障害者を取り巻く現状、入院から地域生活への移行に向けた支援、ピアサポーターとの協働等について、地域移行の流れを踏まえた内容とした。集合研修では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、多機関・多職種連携をどのように実現するかをテーマに、グループワークを中心に実施した。

表 5-(2)-4 地域移行関係職員に対する研修（令和 7 年度）

全申込者数：398人				
一 日 目	オンデマンド配信による研修			
	受講者数	241人		
	動画配信日時	令和7年12月3日～令和8年1月31日		
二 日 目	集合研修（3会場6回開催）			
	受講者数	230人		
	会場／日程／ 人数	新宿会場	①令和7年12月15日 12人 ②令和8年1月8日 52人	
		お茶の水会場	①令和7年12月23日 25人 ②令和8年1月15日 55人	
		立川会場	①令和7年12月19日 21人 ②令和8年1月23日 65人	

(エ) ピアサポーター活用アドバイザー事業

社会福祉法人等に委託し、ピアサポーターの活用を更に進めるため、精神科病院に対し、スタッフへの普及啓発、活動に係る助言や相談等の支援を行った。

また、地域で実施しているピアサポート活動について情報を収集し、必要に応じて精神科病院等へ情報提供を行った。ピアサポーターの育成については、精神科病院や地域関係機関に働きかけた。

表 5-(2)-5 ピアサポーター活用アドバイザー事業者 (令和 7 年度)

1	世田谷区	(福) めぐはうす	2	江戸川区	(福) ひらイルミナル 相談支援センター くらふと
3	八王子市	(特非) わかくさ福祉会 地域サポートユニット hiraku (ひらく)	4	国分寺市	(福) はらからの家福祉会 地域生活支援センター プラッツ
5	西東京市	(医) 薫風会 地域活動支援センター ハーモニー	6	三鷹市	(福) 巣立ち会 野の花

表 5-(2)-6 ピアサポーター活用アドバイザー事業 相談連絡等内訳 (令和 7 年度)

(単位：件)

指定一般相談支援事業所等への指導・助言	876
関係機関への連絡調整	1,987
その他の活動	368
合計 (延べ)	3,231

表 5-(2)-7 ピアサポーター活用アドバイザー事業 病院内活動内訳 (令和 7 年度)

活動病院数	対象	
	入院者 (実人/延人)	病院職員 (実人/延人)
24病院	358 / 2,846	98 / 457

イ グループホーム活用型ショートステイ事業

社会福祉法人等に委託し、精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院に向けた意欲喚起の促進、退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施した。

表 5-(2)-8 グループホーム活用型ショートステイ事業者 (令和 7 年度)

1	練馬区	(医) 翠会 グループホームサンホーム	2	江戸川区	(特非) 東京ソテリア 東京ソテリアハウス
3	八王子市	(医) 青溪会 グループホーム駒里	4	国分寺市	(福) はらからの家福祉会 ピア国分寺
5	三鷹市	(福) 巣立ち会 巣立ちホーム			

表 5-(2)-9 グループホーム活用型ショートステイ事業実績

区分 年度	委託事業数	利用者数（人）	利用日数（日）
3 年度	5	78	666
4 年度	5	78	738
5 年度	5	95	820
6 年度	5	94	823
7 年度	5	91	728

ウ 地域生活移行支援会議

保健・医療・福祉の関係者により、本事業に係る活動の報告や評価を行うとともに、地域包括ケアシステムを見据えた効果的な支援体制構築に向けた協議を行った。

（３）精神保健福祉センターの取組み

ア 精神障害者地域移行促進事業

（ア）地域への働きかけ

地域移行促進事業の地域移行コーディネーターと共に、担当エリア 13 区の精神保健福祉主管部署、相談支援事業所等を訪問。事業説明・ヒヤリングを行い、各区状況や地域課題に合わせて、都事業の活用についての提案、相談等を実施した。

また、各区の要望に応じて自立支援協議会専門部会、ワーキンググループ等の協議の場に参加し、地域移行支援及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関わる情報の提供、広域的専門的助言を行った。

（イ）精神科医療機関への働きかけ

地域移行促進事業の地域移行コーディネーター及びピアサポーター活用アドバイザーと共に、担当エリア内協力病院を訪問。事業説明・ヒヤリングを行い、地域保健福祉サービス等に関する情報の提供及び活用支援を行った。

また、病院主催の地域移行支援会議等を実施している協力病院に対しては、積極的に会議に参加し、医療機関と地域移行支援を行う自治体や事業者の間でスムーズな連携が取れるよう支援を行った。

（ウ）委託事業者への支援

エリア担当委託事業者の「相談支援センターくらふと」との協働・活動支援を行った。また、地域移行促進事業担当者連絡会において、委託事業所全体での情報共有や課題検討を行った。

（エ）地域移行関係職員に対する研修

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて各区及び医療機関等での取組状況、地域移行支援、ピアサポートについて理解を深め、精神障害者地域移行・地域定着の推進を図る事を目的に、地域移行・地域定着に関する 6 つの講義をオンデマンドにて講義動画を配信、加えてグループワークを中心とした集合研修を実施した。

表 5-(3)-1 対象機関別件数 (令和 7 年度)

(単位: 件)

技 術 援 助					組 織 育 成				
対象機関	来所	出張	電話 メール	合計	対象機関	来所	出張	電話 メール	合計
都・区保健所	1	51	302	354	相談支援センター	0	22	306	328
障害福祉課	2	25	249	276	介護給付系	0	0	0	0
生活福祉課	0	1	3	4	通所給付系	0	0	18	18
医療機関	0	33	64	97	居住給付系	0	4	33	37
国・都・県	2	29	50	81	その他の相談機関	0	0	1	1
その他	0	2	3	5	その他	0	0	8	8
合 計	5	141	671	817	合 計	0	26	366	392

表 5-(3)-2 援助分類項目別件数 (令和 7 年度)

(単位: 件)

分類項目	技 術 援 助				組 織 育 成			
	来所	出張	電話 メール	合計	来所	出張	電話 メール	合計
処遇・相談	0	5	16	21	0	0	1	1
情報・知識の提供	0	0	35	35	0	0	12	12
機関・組織への業務協力	4	113	321	438	0	17	34	51
都・センター主催事業	1	23	299	323	0	9	319	328
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	141	671	817	0	26	366	392

表 5-(3)-3 地域別内訳件数 (令和 7 年度)

(単位: 件)

区 分	千代田区	中央区	文京区	台東区	墨田区	江東区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	島しょ部	西南部10区	多摩地域	その他	合計
技術援助	37	19	78	18	32	52	40	57	63	106	66	54	90	9	85	11	0	817
組織育成	1	0	39	20	3	0	5	11	27	39	2	6	223	0	14	2	0	392
合 計	38	19	117	38	35	52	45	68	90	145	68	60	313	9	99	13	0	1,209

イ グループホーム活用型ショートステイ事業

担当エリア委託事業者の「東京ソテリアハウス」の受入会議に出席し、運営や支援に関する助言を行った。また、関係機関からの事業利用の相談に対応し、必要に応じて担当事業者につ

なげ、利用促進に努めた。さらに、担当エリアの自治体や協力病院への都事業説明訪問時に本事業を紹介し、積極的な活用につながるよう働きかけた。

ウ 地域生活移行支援会議 圏域別会議

担当エリア 13 区の自治体、協力病院、相談支援事業所等を対象に集合開催にて実施した。今年度は「ピアサポート活動」をテーマとし、担当エリア内で先駆的な活動を実施している成増厚生病院について、地域のピアサポーターと院内で相互に交流しながら行っている取組と、文京区と北区で実施している自治体主導のピアサポート事業の取組について情報発信を行い、他地域でもピアサポート活動への関心が高まり、活発な活動につながるよう情報共有や意見交換を行った。

また、各機関での地域移行・地域定着支援の状況や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の状況についても情報共有、意見交換を行った。

表 5-(3)-4 地域生活移行支援会議 圏域別会議の実績（令和 7 年度）

開催日・会場	内 容	対象機関	参加者 (人)
令和 7 年 8 月 7 日 社会福祉保健医療 研修センター 702 教室	1 東京都の精神障害者地域移行体制整備支援事業について 2 話題提供：「ピアサポート活動の取組状況について」 ① 病院における地域ピアサポート活動の紹介 話題提供者： ・ 成増厚生病院 ・ 地域活動支援センターエナジーハウス ・ JHC 板橋会ピアサポーター ② 自治体の取組の紹介 話題提供者： ・ 文京区予防対策課 ・ 北区障害福祉課 3 各機関の地域移行・地域定着に係る状況報告・意見交換 4 各機関の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る状況報告・意見交換	千代田区・中央区・文京区・台東区・墨田区・江東区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・足立区・葛飾区・江戸川区の精神保健福祉主管部署、相談支援事業所、精神科協力病院	84

エ 基幹相談支援センター向け研修

令和 6 年度から、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの精神障害への対応力の向上及び地域の相談体制の強化を図ることを目的に、基幹相談支援センターの職員を対象に研修を開始した。なお、本研修は、都内 3 センターの地域体制整備担当と研修担当（調査担当）とで協力して運営することとしている。

事業開始２年目となる令和７年度は、『個別事例から地域課題の抽出』につながる事例検討会の運営について学ぶ～相談支援事業所の精神障害者への支援対応力の向上を図るために～」をテーマに、①実際の精神障害の事例を用いた事例検討会を通して、講師の進行及び板書の方法を体感すること、②事例検討会終了後に個別課題から地域課題を抽出する過程を体験し手法を学ぶこと、の２点を目的として研修を実施した。

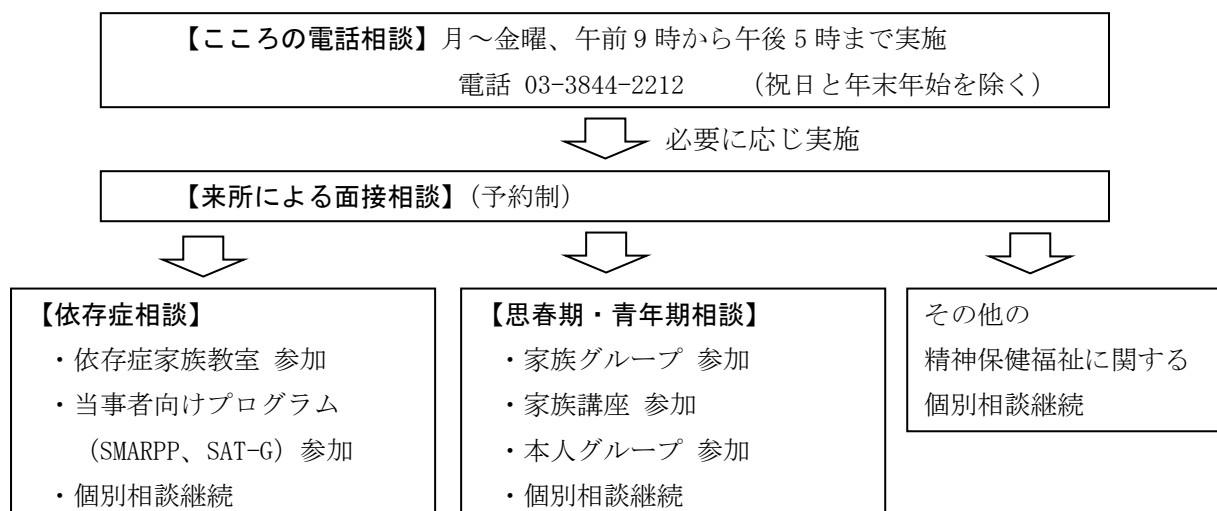
表 5-(3)-5 基幹相談支援センター向け研修開催状況（令和７年度）

日 時 場 所	事前学習（オンデマンド配信） 令和７年 10 月 10 日～12 月 17 日
	① 令和 7 年 10 月 24 日 ② 令和 7 年 11 月 17 日 ③ 令和 7 年 12 月 17 日 会場 東京都健康プラザハイジア
対 象	・ 基幹相談支援センター職員 ・ これから基幹相談支援センター立ち上げを考えている行政職員 ・ 上記職員と連携して地域で精神障害者支援にあたっている関係機関の職員
受講者数	① 41 名 ② 47 名 ③ 45 名
テーマ 講 師 内 容	「個別事例から地域課題の抽出」につながる事例検討会の運営について学ぶ ～ 相談支援事業所の精神障害者への支援対応力の向上を図るために ～ 社会福祉法人ソラティオ 理事長 岡部正文 他、協力講師 5 名 【① 10/24 ・ ② 11/17】 事例検討会 ：実際の精神障害の事例を使った事例検討会を通して、講師の進行や板書の方法を体感する。 地域課題抽出：事例検討会終了後、個別課題から地域課題を抽出していく過程を体験し、方法を学ぶ。 【③ 12/17】 講師から助言を受けながら、参加者が実際に進行役、板書役を行って事例検討会を進め、地域課題の抽出、整理を行う。

6 精神保健福祉相談

区東部 13 区及び島しょ部の住民のこころの健康の保持と向上を目的に、電話及び面接による相談を行っている。

まず、「こころの電話相談」において、こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談を受ける。相談内容を傾聴した上で、必要な情報提供や助言等を行っている。「こころの電話相談」での相談内容により、面接が必要だと判断される場合には、来所による面接相談につなげている。この面接相談後、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題（依存症相談）、及び思春期・青年期のこころの問題（青年期・思春期相談）については、個別面接やグループワークによる支援を行っている。



（１）精神保健福祉相談件数

令和 7 年度の精神保健福祉相談の件数は 6 年度を上回り、2 年連続の増加となった。昨年度より、アルコール関連、薬物関連は減少し、思春期・青年期、精神一般は増加した。

相談の形態別では、電話相談が 7 割以上を占めている。

表 6-(1)-1 精神保健福祉相談 年度別延べ件数

（単位：件）

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アルコール関連	635	861	884	1,052	837
アルコール	263	415	437	424	282
ギャンブル等	276	352	354	475	373
その他のアディクション	96	94	93	153	182
薬物関連	404	374	451	469	427
思春期・青年期	742	808	590	577	614
高齢者	274	276	211	221	141
精神一般	5,087	4,777	4,704	4,490	5,899
こころの健康	1,429	1,298	1,194	1,810	1,886
施設利用	7	7	9	11	17
合 計	8,578	8,401	8,043	8,630	9,821

表 6-(1)-2 精神保健福祉相談 区分別・形態別延件数（令和 7 年度）

（単位：件）

区分	形態	総数	電話・文書	面接	訪問	こころの電話相談
アルコール関連		837	227	163	0	447
	アルコール	282	52	43	0	187
	ギャンブル等	373	125	90	0	158
	その他のアディクション	182	50	30	0	102
薬物関連		427	243	80	3	101
思春期・青年期		614	287	61	0	266
高齢者		141	0	0	0	141
精神一般		5,899	22	9	3	5,865
こころの健康		1,886	0	0	0	1,886
施設利用		17	0	0	0	17
合 計		9,821	779	313	6	8,723

ア 「こころの電話相談」

相談内容については、「対人関係及び心理的なこと」が最も多く、次いで「病気・障害・診療に関すること」となっている。相談者別では約 8 割が本人からの相談である。

表 6-(1)-3 こころの電話相談 相談種別

（単位：件）

区分	年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アルコール関連		266	356	360	475	447
	アルコール	95	166	172	206	187
	ギャンブル等	96	111	130	188	158
	その他のアディクション	75	79	58	81	102
薬物関連		85	124	141	119	101
思春期・青年期		301	347	239	266	266
高齢者		269	276	210	220	141
精神障害関連		4,559	1,295	4,238	4,091	5,374
こころの健康		1,421	4,267	1,191	1,808	1,886
施設利用		7	7	9	11	17
その他		327	358	330	309	491
合 計		7,235	7,030	6,718	7,299	8,723

表 6-(1)-4 こころの電話相談 相談内容・主訴

(単位：件)

相談内容・主訴 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
病気・障害・診療のこと	1,555	1,433	1,357	1,096	1,182
行動上の問題	305	426	383	426	413
対人関係及び心理的なこと	4,431	4,142	4,081	4,835	5,984
制度・福祉的なこと	341	390	277	302	377
教育・養育に関すること	40	53	37	31	30
人権・権利擁護のこと	6	7	12	9	5
当センターに関すること	199	213	218	311	209
犯罪被害に関すること	7	2	2	5	2
意見・苦情	26	28	22	19	79
その他	325	336	329	265	442
合 計	7,235	7,030	6,718	7,299	8,723

表 6-(1)-5 こころの電話相談 対応別

(単位：件)

年度 区分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
傾聴		3,617	3,140	3,203	3,579	4,906
相談助言		2,084	2,181	2,012	2,044	1,962
情報提供		234	271	320	348	361
他機関紹介	医療機関	245	299	154	164	167
	福祉関係	39	39	32	39	35
	保健所	133	157	123	131	162
	その他	431	477	431	454	475
当センター の利用	来所面接	172	181	183	240	223
	通所利用	2	2	3	5	5
その他		278	283	257	295	427
合 計		7,235	7,030	6,718	7,299	8,723

表6-(1)-6 こころの電話相談 相談者別

(単位：件)

区分 \ 年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
本人		6,025	5,716	5,449	5,876	7,014
両親	父	65	86	76	94	90
	母	415	464	447	452	476
配偶者	夫	49	46	47	66	64
	妻	142	165	158	200	209
子供		130	139	108	148	193
同胞		106	113	122	123	153
親類・縁者		58	51	59	38	49
友人		90	67	60	84	112
学校関係		4	3	2	6	5
職場関係		37	45	16	33	59
家主・近隣者		30	16	17	13	29
その他		84	119	157	166	270
合 計		7,235	7,030	6,718	7,299	8,723

表6-(1)-7 こころの電話相談 地域別

(単位：件)

地域 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
千代田区	70	76	50	35	35
中央区	130	187	156	184	273
文京区	306	577	396	407	459
台東区	459	286	199	412	760
墨田区	118	150	183	196	212
江東区	648	708	672	595	625
豊島区	653	658	648	666	760
北区	620	554	568	618	816
荒川区	118	187	267	328	319
板橋区	1,085	769	702	648	1,056
足立区	1,034	1,074	1,102	1,071	1,125
葛飾区	551	476	525	583	439
江戸川区	739	484	465	567	596
島しょ部	2	2	4	3	3
中部総合センター地区	274	280	241	302	455
多摩総合センター地区	123	142	155	176	147
他県	138	165	148	176	180
不明	167	255	237	332	463
合 計	7,235	7,030	6,718	7,299	8,723

(2) 新来相談（新規相談と再来相談）

新来相談種別の総数の内訳としては、アルコール関連が最も多く、次に精神一般、思春期・青年期の順である。アルコール関連と薬物関連を合わせたものが依存症回復支援であり、全体の約半数を占める。

病名別では「気分（感情）障害」「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が増加し、「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」は減少した。全体の約3割が「未受診・保留」である。

新規相談者の内訳は、本人が最も多く、次いで母、保健師の順である。

相談経路については、パンフレット・インターネット等の割合が最も多く、次いで保健所である。

表 6-(2)-1 新来相談 種別（令和7年度）

（単位：件）

区分	総数	アルコール 関連	薬物関連	思春期・ 青年期	高齢者	施設利用	こころの 健康	精神一般
総数	504	150	91	105	0	19	3	136
新規	262	105	32	58	0	7	3	57
再来	242	45	59	47	0	12	0	79

表6-(2)-2 新来相談 種別

（単位：件）

区分 \ 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
アルコール関連	99	147	149	170	150
アルコール	42	69	66	66	47
ギャンブル等	48	68	72	83	75
その他のアディクション	9	10	11	21	28
薬物関連	97	89	96	102	91
思春期・青年期	99	88	97	93	105
高齢者	5	0	1	0	0
精神一般	142	130	176	156	136
こころの健康	8	2	1	0	3
施設利用	20	21	15	17	19
合 計	470	477	535	538	504

表 6-(2)-3 新来相談 病名別

(単位：件)

診断名 (ICD-10)		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
F0	症状性を含む器質性精神障害	9	1	5	5	1
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	111	116	118	154	122
F2	統合失調症、失調症型障害及び妄想性障害	92	77	96	93	79
F3	気分(感情)障害	35	40	51	35	43
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	19	17	23	14	24
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	3	2	0	4	4
F6	成人の人格及び行動の障害	10	9	8	8	5
F7	知的障害(精神遅滞)	3	2	5	6	5
F8	心理的発達の障害	52	53	55	78	79
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	1	7	1	1	1
G40	てんかん	0	2	1	0	0
	未受診・保留	135	151	172	140	141
合 計		470	477	535	538	504

表 6-(2)-4 新来相談 項目別

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
病気への不安・疑問	60	61	74	98	106
診療・相談に関すること	19	20	17	14	16
リハビリテーション・就労	34	28	24	25	22
子どもの養育上の問題	23	20	21	25	31
不登校	9	12	6	3	5
家庭内暴力	2	0	1	1	7
食行動の異常	4	7	8	3	5
無気力・ひきこもり	27	23	42	25	17
自殺に関すること				5	5
社会的問題行動	57	77	73	100	100
高齢者に関する相談	3	1	3	0	0
アルコール・薬物依存問題	140	164	174	179	141
自分の性格について	3	0	1	0	2
人間関係	11	9	6	2	8
法・制度	0	0	5	0	1
その他	78	55	80	58	38
合 計	470	477	535	538	504

表6-(2)-5 新規相談者 内訳

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
本人	80	75	108	98	109
保健師	42	52	50	43	47
福祉事務所等	2	2	1	1	0
教育関係	1	1	0	0	0
その他関係者	2	1	3	3	2
父	17	14	18	20	16
母	63	62	41	59	59
夫	3	3	1	2	2
妻	20	29	19	24	21
子供・配偶者	5	5	3	3	1
同胞・祖父母	12	4	6	9	5
親類縁者	0	2	0	3	0
合 計	247	250	250	265	262

表6-(2)-6 新規相談者 相談経路

(単位：件)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
保健所	83	88	80	85	78
教育機関	6	5	2	2	2
東京保護観察所・警察等	15	15	18	18	16
職場・作業所等	0	1	2	1	0
パンフレット・インターネット等	61	89	86	96	104
知人から	13	16	12	12	11
前から知っていた	19	4	6	9	7
不明	1	2	1	2	3
厚労省・都関係等	6	1	1	1	3
福祉事務所等	4	3	4	5	2
相談所(女性・児童・心身障害)	2	2	4	6	0
民間相談機関	21	11	15	19	24
医療機関(精神)	14	11	13	9	10
医療関係(一般)	2	2	4	0	2
その他	0	0	2	0	0
合 計	247	250	250	265	262

(3) 島しょ巡回相談・援助

島しょ保健所各出張所及び支所が実施している精神保健福祉相談事業や啓発活動への技術援助・協力を、センターの医師、相談員が島しょ部に訪問して行っている。

島しょへ部の援助・協力は、巡回時だけではなく、電話・文書・Web等により日常的に継続して行うとともに、必要に応じて緊急事例への相談対応、内地に滞在している島しょ部ケースの支援なども行っている。本事業を円滑に行うため、島しょ保健所保健師業務連絡会等に出席している。

平成 29 年度からは、Web会議システムを利用して、本人や家族への支援、オンラインでの研修・事例検討等も実施し、支援の充実を図っている。

実施内容は次のとおり。

- ア 精神保健福祉相談事例について、個別処遇の検討、事例検討会での助言
- イ 各出張所（支所）が実施する、広報普及、組織（家族会等）育成への協力
- ウ 広報普及の一環としての精神保健福祉講演会に関するテーマ・対象などについての助言、講師としての協力
- エ 各出張所（支所）が行う町村役場の精神保健福祉関連業務支援への技術援助、助言
- オ その他、精神保健福祉業務に関する助言、情報提供

表 6-(3)-1 島しょ精神保健福祉巡回相談・援助実績（令和 7 年度）

区分	出張所・支所		島しょ名	回数	日 程	派遣職員数	
						医 師	相談員
定期	大島出張所	大島出張所	大島利島	1	令和7年7月15日（火）～7月17日（木） 2泊3日	1	1
		新島支所	新島式根島	1	令和7年12月11日（木）～12月12日（金） 1泊2日	1	1
		神津島支所	神津島	1	令和7年11月5日（水）～11月6日（木） 1泊2日	1	1
	三宅出張所		三宅島御蔵島	1	令和7年9月8日（月）～9月10日（水） 2泊3日	1	1
	八丈出張所		八丈島青ヶ島	1	令和7年10月21日（火）～10月24日（金） 3泊4日	1	1
	小笠原出張所		父島母島	1	令和7年6月6日（金）～6月11日（水） 5泊6日	1	1
	総 計			6	14泊20日	6	6

表 6-(3)-2 島しょ精神保健福祉巡回相談・援助実績一覧（令和 7 年度）

（単位：件）

区 分	大島・利島	新島・式根島	神津島	三宅島・御蔵島	八丈島・青ヶ島	父島・母島	計
技術援助	29	2	14	7	30	37	119
相談件数	1	3	4	1	4	4	17

表 6-(3)-3 島しょ技術援助種別実績（令和 7 年度）

（単位：件）

区分	精神一般	アルコール関連	思春期	高齢者	施設利用	心の健康	アウトリーチ	その他	計
件数	61	4	2	1	0	7	28	16	119

表 6-(3)-4 島しょ部における講演実績（令和 7 年度）

（単位：件）

島しょ名	内 容	参加者数	対 象 者
利島	講演会 発達に課題がある児童・生徒等における対応について	22	関係機関職員
大島	講演会 知っておきたいお酒のこと～アルコール依存症～	38	関係機関職員
新島	講演会 こころの声を聴く あなたが誰かの命綱	17	関係機関職員
神津島	講演会 高齢者の方に多い精神疾患の理解と対応	14	関係機関職員
	講演会 こころの健康講和 新しい生活・環境へ旅立つあなたへ伝えたいこと	20	一般住民、教職員
三宅島	講演会 さまざまな依存症について ～ALとゲームを中心に～	9	関係機関職員
御蔵島	講演会 さまざまな依存症について ～ALとゲームを中心に～	10	一般住民、関係機関職員
八丈島	講演会については中止	－	
父 島	講演会 精神保健の視点から児童・青年期の悩み・問題行動について理解を深める～事例から問題行動のある児童・青年への多角的なアプローチを学ぼう～	23	関係機関職員
母 島	講演会 困っている人を見逃さない ～聞くことから始める支援～	24	関係機関職員

表 6-(3)-5 島しょ部における会議・事例検討会・技術援助等実績（令和 7 年度）

<定期巡回相談>

（単位：人）

島しょ名	内 容	参加者数	対 象 者
大島	精神科救急連絡会議	12	関係機関職員
三宅島	事例検討会	2	教職員、関係機関職員
御蔵島	事例検討会	10	関係機関職員
八丈島	事例検討会	2	関係機関職員
青ヶ島	事例検討会	7	教職員、関係機関職員
父島	小笠原精神科救急患者対策四者連絡会	28	関係機関職員
	事例検討会	23	関係機関職員

表 6-(3)-6 WEB会議システムを利用した会議・研修・事例検討会等実績（令和 7 年度）

（単位：人）

出張所・支所等	日付	内 容	参加者数	対 象 者
島しょ保健所	令和7年4月24日	保健師業務連絡会	15	保健所
島しょ保健所	令和8年1月29日	島しょ保健所精神保健福祉対策連絡会	26	保健所
小笠原出張所	令和7年5月19日	事例検討会	2	保健所
小笠原出張所	令和7年5月13日	事例検討会	3	保健所、診療所
小笠原出張所	令和7年10月10日	4 者連絡会	5	保健所、診療所、警察署
小笠原出張所	令和8年1月13日	事例検討	7	島しょ保健所、診療所
神津島支所	令和7年6月12日	事例検討会	3	保健所、関係機関
八丈出張所	令和7年8月5日	連携会議	17	保健所、関係機関
八丈出張所	令和7年10月15日	八丈・青ヶ島支援	4	島しょ保健所、保健所
八丈出張所	令和7年11月4日	八丈・青ヶ島支援	6	島しょ保健所、保健所、他センター
八丈町役場	令和7年11月10日	メンタルヘルス支援見通し打合せ	1	関係機関職員
八丈町役場	令和7年11月19日	スクリーニングテスト実施等打合せ	1	関係機関職員
八丈出張所 八丈町役場	令和7年11月26日	被災者支援勉強会	8	関係機関職員
八丈出張所	令和7年12月9日	事例検討会	7	島しょ保健所、高校
八丈町役場	令和7年12月15日	個別面接	3	関係機関職員、本人
八丈町役場	令和8年1月7日	研修実施前打合せ	1	関係機関職員
八丈町役場	令和8年1月13日	管理職向けメンタルヘルス研修	18	関係機関職員

(4) 法律問題事例検討会

精神保健福祉に関する事例対応や組織対応について、法令類や制度的観点から外部弁護士の助言を得ることで、支援対応力向上に活用する。事例は当センターだけでなく保健所等の地域関係機関から提出を受け、技術援助の一環として実施している。平成 16 年度から実施している。

ア 所内実施

第 1 回 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 2 時から 4 時まで

場 所：東京都立精神保健福祉センター 会議室

参加者：20 名

（区保健師 5 名、区管理職 4 名、当センター職員 11 名）

<事例 1> 脅迫的言動やセクハラ的発言を頻回に行う相談者への対応について

<事例 2> 居住実態がなく、家族への不適切な関わりがある要支援者への対応

第 2 回 令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 2 時から 4 時まで

場 所：東京都立精神保健福祉センター 会議室

参加者：15 名

（区保健師 4 名、区社会福祉士 1 名、当センター職員 10 名）

<事例 1> 近隣苦情や家賃未払いがあり、不動産・家賃保証会社から退去を求められているケース

<事例 2> コロナ後遺症により退職したケースの金銭的な課題の整理及び支援方法について

第 3 回 令和 8 年 2 月 17 日（火）午前 10 時から正午まで

場 所：東京都立精神保健福祉センター 会議室

参加者：19 名

（区保健師 2 名、区障害福祉担当 4 名、関係機関 1 名、当センター 12 名）

<事例 1> 多彩な要求を示す相談者への支援者からの対応の範囲について

<事例 2> 転宅を繰り返す現居所も明確に定まっていない相談者への支援の可否や内容について

イ 出張検討会 令和 7 年 5 月 28 日（水）午前 10 時から正午まで

場 所：区保健所

参加者：合計 30 名

（区保健師 19 名、関係機関 3 名、当センター職員 8 名）

<事例> 過度な要求に対する対応方針について

（５）依存症相談

アルコール相談事業は、昭和 54 年厚生省の「酒害相談指導事業」の通達を受けて昭和 56 年 6 月に開始され、昭和 64 年 1 月より特定相談事業として位置づけられた。薬物関連問題の専門相談は平成 8 年 1 月から開始し、同年 4 月から特定相談事業として実施している。

平成 31 年 4 月に精神保健福祉センターが依存症相談拠点と位置づけられたことにより、アルコール関連問題相談と薬物関連問題相談を依存症相談事業として統合し、再構築した。また、ギャンブル依存の相談について、当事者向けプログラムを実施するなど、支援を強化している。

ア 個別相談（電話相談、面接相談）

電話相談は随時受け付け、面接相談は原則として予約制としている。

電話相談については、本人からの相談が最も多い。

電話・面接相談ともに、昨年に続き、その他のアディクションが増加。内訳は大体が浪費で、ゲームの相談もあった。

イ 依存症家族教室

家族が依存症についての正しい知識を学び、依存症者本人への適切な対応を獲得することと、家族自身が回復することを目標に実施している。プログラムは月 3 回、講義とグループワークで構成されている。依存症相談事業として再構築したことにより、多彩な講師陣による様々な視点からの依存症関連の知識を得ることができる。また、関係機関職員の研修の場としても活用されている。

令和 7 年度は、アルコール問題とその他のアディクションの問題を持つ家族の参加が増加した。

ウ 当事者向けプログラム

（ア）SMARPP（物質使用障害治療プログラム）

平成 23 年度から、薬物依存症当事者を対象とした回復プログラムを実施している。「SMARPP-24 物質使用障害治療プログラム」をテキストとして使用し、認知行動療法に基づいたグループ形式のプログラムを、1 クール 24 回、毎週火曜日の午後に実施している。毎回、地域の関係機関の回復者スタッフが助言者として参加している。平成 27 年度からは、アルコール依存症等全ての物質依存にも対象者を広げている。

（イ）SAT-G（ギャンブル障害回復トレーニングプログラム）

令和元年度に、ギャンブル依存症当事者を対象とした回復プログラムを試行し、令和 2 年度からは、1 クール 6 回、第 4 木曜日の午後に実施している。「SAT-G」をテキストとして使用し、認知行動療法に基づいたグループ形式のプログラムを実施している。毎回、回復施設のスタッフや自助グループのメンバーが助言者として参加している。

どちらのプログラムでも本人が参加を希望してセンターに繋がるケースが多い。

エ 事例検討会

面接相談を受けた個々の事例について、依存症問題に取り組んでいる医師や精神保健福祉士等を助言者として外部から招き、ケースの診立てや問題の整理、今後の援助方針等を検討している。必要に応じて関係機関と連携し、情報を共有している。保健所等で関与している事例も検討の対象としており、保健師や福祉関係者、医療機関職員等の参加も可能である。家族教室同様、関係機関職員の研修の場としても活用されている。

令和7年度は、他機関からの持ち込み事例が数件あった。

オ 普及啓発／機関連携

各機関との協力連携を円滑にするため、地域で実施している事例検討会や関係機関連絡会などへ参加し、助言や支援を行っている。

また、保健所・教育機関等から依頼を受け、地域や学校における薬物教育として、薬物問題についての講演を行っている。保護観察所で開催される講演会・プログラム等にも講師を派遣している。

そのほか、地域の医療機関を受診している患者さんに対してセンターの相談への導入契機を図ってもらう目的で、地域の医師会に対して依存症相談事業のチラシを配布している。

カ 「区東部特別区・島しょ依存症関連機関地域連携会議」（依存症相談拠点としての取組）

令和元年度から都立（総合）精神保健福祉センターが依存症相談拠点となり、都における依存症対策の一層の充実を図るため、依存症関連機関地域連携会議を実施している。

令和7年度は、テーマを「改めて家族支援を考える」として、主に若年層の依存症対策や当事者の子供への支援について関係機関の取組紹介をもとに意見交換を行った。

表 6-(5)-1 依存症相談 件数（令和7年度）

（単位：件）

種類\区分	薬 物	アルコール	ギャンブル	その他の アディクション	合計
電 話	101	187	158	102	548
新 規	32	29	53	23	137
再 来	59	18	22	5	104
合 計	192	234	233	130	789

表 6-(5)-2 依存症相談 相談者別内訳（令和7年度）

（単位：件）

区分 対象者	電話相談者数				新規相談者数			
	薬 物	アルコール	ギャンブル	その他の アディク ション	薬 物	アルコール	ギャンブル	その他の アディク ション
本人	43	50	77	41	25	6	33	14
妻	3	52	22	5	0	16	5	0
夫	0	7	0	2	0	0	0	0
母	29	19	31	31	2	5	8	5
父	5	5	10	9	3	1	2	4
子供	1	16	3	3	0	1	0	0
同胞	7	20	7	5	1	0	4	0
他親族	3	2	1	2	0	0	0	0
その他	10	16	7	4	1	0	1	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	101	187	158	102	32	29	53	23

表 6-(5)-3-7 依存症相談 相談対象者の年齢・性別区分（令和 7 年度）

（単位：件）

年齢・性別 区分	10～19 歳		20～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70 歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
薬物	3	1	14	3	13	5	20	5	20	0	7	0	0	0	91
アルコール	0	0	3	0	8	0	13	0	10	3	5	0	5	0	47
ギャンブル	0	0	16	0	26	0	23	0	7	0	3	0	0	0	75
その他のア ディクション	0	0	3	1	3	7	3	7	3	1	0	0	0	0	28
合 計	3	1	36	4	50	12	59	12	40	4	15	0	5	0	241

図 6-(5)-3-1

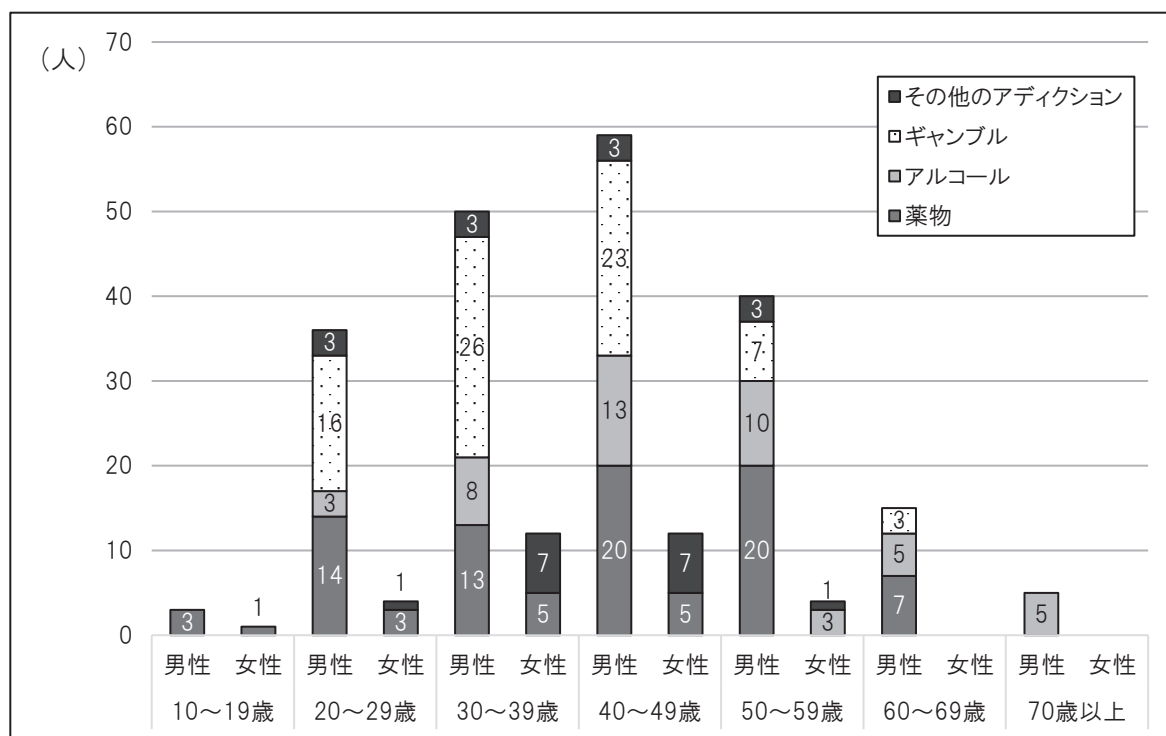


表 6-(5)-4 依存症相談 新規相談者来所経路別内訳（令和 7 年度）

（単位：件）

区 分	薬 物	アルコール	ギャンブル	その他の アディクション	合 計
保健所	1	7	2	3	13
精神保健関係機関	1	0	1	0	2
福祉関係機関	1	0	0	0	1
民間相談機関	1	1	5	12	19
精神科医療機関	2	1	2	1	6
他科医療機関	0	2	0	0	2
学校・職場	0	0	0	0	0
保護観察所・保護司・弁護士等	13	0	2	0	15
広報	9	16	38	7	70
知人等	3	1	2	0	6
その他	1	1	1	0	3
合 計	32	29	53	23	137

表 6-(5)-5 依存症相談 事例検討会（令和 7 年度）

（単位：件）

区 分	薬 物	アルコール	ギャンブル	その他の アディクション	検討事例 合計	関係機関 参加者数
新規事例	14	27	46	21	108	1
再来事例	2	1	1	0	4	0
他機関事例	1	1	0	0	2	9
合 計	17	29	47	21	114	10

表 6-(5)-6 依存症家族教室実施状況（令和 7 年度）

区分 テーマ	開催 回数 (回)	参加者数（人）						
		家 族				家族 合計	関係 機関	合計
		薬物	アルコ ール	キャン ブル	その 他の アディク ション			
依存症問題の背景と家族の対応	10	11	38	28	8	85	1	86
家族のコミュニケーション	4	7	14	8	1	30	1	31
先輩家族からのメッセージ	3	3	6	2	0	11	0	11
精神科医師からの話	4	5	27	9	2	43	0	43
本人からのメッセージ	9	15	25	14	0	54	2	56
依存症に係る法律	2	8	5	7	0	20	0	20
金銭問題と家族の対応	2	0	3	10	1	14	0	14
合 計	34	49	118	78	12	257	4	261

表 6-(5)-7 依存症相談 地域別内訳（令和 7 年度）

(単位：件)

区分 地域		千代 田区	中央 区	文京 区	台東 区	墨田 区	江東 区	豊島 区	北 区	荒川 区	板橋 区	足立 区	葛飾 区	江戸 川区	島し よ部	西南 部10 区	多摩 地域	都外	合計
薬 物	新規相談	0	0	3	1	2	4	3	0	4	4	2	5	3	0	0	0	1	32
	事例検討会	0	0	1	2	0	4	0	0	1	3	1	4	1	0	0	0	0	17
	家族教室	1	0	2	0	3	0	3	3	1	3	0	13	0	0	20	0	0	49
アル コ ール	新規相談	1	1	2	4	3	0	0	3	4	2	4	3	1	0	0	0	1	29
	事例検討会	1	1	2	5	3	0	0	3	4	2	4	2	1	0	0	0	1	29
	家族教室	0	0	5	29	17	0	0	14	13	2	2	15	2	0	1	0	18	118
ギ ヤ ン ブ ル	新規相談	1	4	2	6	0	4	4	2	3	6	8	3	7	0	0	2	1	53
	事例検討会	1	4	2	4	1	4	3	2	4	5	7	3	6	0	0	1	0	47
	家族教室	0	1	2	12	0	0	15	4	5	15	9	0	9	0	0	5	1	78
その 他の アディク ション	新規相談	1	3	0	1	2	0	2	4	0	3	2	1	2	0	0	0	2	23
	事例検討会	1	3	0	1	2	0	2	4	0	2	1	2	2	0	0	0	1	21
	家族教室	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	12

表 6-(5)-8 依存症回復支援プログラム実施状況

区 分	SMARPP（薬物・アルコール）					SAT-G（ギャンブル）				
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施回数	47	45	47	47	47	12	11	12	12	12
参加者 実人数	23	22	27	24	19	12	18	20	20	24
参加者 延人数	443	381	380	342	323	56	63	79	93	118
見学者 延人数	16	11	6	4	13	6	6	3	3	2
合 計 延人数	459	392	386	346	336	62	69	82	96	120

※ 令和 3 年度の SMARPP はオンライン参加者も含む。

表 6-(5)-9 依存症相談 薬物原因物質別内訳（令和 7 年度）

区 分	精神保健福祉相談（薬物 関連）の原因物質別内訳		グループワーク （薬物）におけ る原因物質別内 訳（延人数）
	延件数	新来相談受理 件数（実人数）	
覚せい剤	262	57	203
麻薬	17	6	29
大麻	78	19	79
有機溶剤	0	0	0
危険ドラッグ	1	0	0
その他（処方薬など）	69	9	61
合 計	427	91	372

表 6-(5)-10 依存症相談 薬物別内訳

（単位：件）

区 分	電話相談					来所相談				
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
覚せい剤	33	15	10	16	25	68	56	67	65	57
有機溶剤	2	0	0	1	0	1	1	0	1	0
大麻	11	22	23	24	21	14	17	14	17	19
市販薬	11	66	75	28	23	3	4	5	3	3
処方薬	13	6	11	17	12	7	7	7	11	6
ガス	1	1	1	2	0	1	0	0	0	0
危険ドラッグ	1	2	2	3	1	1	0	0	0	0
その他	13	12	19	28	19	2	4	3	5	6
合 計	85	124	141	119	101	97	89	96	102	91

表 6-(5)-11 「区東部特別区・島しょ依存症関連機関地域連携会議」(令和 7 年度)
(依存症相談拠点としての取組)

テ	マ	改めて家族支援を考える
日 時 ・ 場 所	令和7年10月31日（金）13：30～16：30　台東区民会館	
参 加 人 数	区東部13区及び島しょ地域の保健所・保健センター：35名、生活福祉課：2名、医療機関8名、児童相談所・子供家庭支援センター：2名、依存症関連機関（回復者施設、保護観察所、債務整理機関）：3名、東京都及び都立（総合）精神保健福祉センター：3名 合計 53 名	
内 容	1　話題提供（敬称略） 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所(前)室長・精神保健福祉士 近藤あゆみ 医療法人社団翠会慈友クリニック医療相談部長・看護師 菰澤博一 2　意見交換 3　対談、質疑応答	

（６）思春期・青年期相談

平成 13 年 4 月から特定相談事業として思春期・青年期相談を開始している。開始当初の事業内容は、電話・面接による個別相談、思春期専門精神科医を招いた事例検討会等であった。平成 14 年度には、精神科医や心理職を交えた家族グループ（令和元年度より親グループから名称変更）を開始し、平成 16 年度には本人グループ開始、平成 29 年度より家族講座の実施と事業内容を順次拡大している。平成 17 年度から令和元年度までは、高等学校協力のもと、アウトリーチ手法による学校連携事業を実施し、現在は機関支援に形を変えて支援を継続している。

相談対象者：御本人の年齢が概ね 15 歳以上 30 代半ばまで。

相談内容：思春期・青年期のこころの問題一般。但し、狭義の精神病圏の方の相談は一般精神保健福祉相談として対応している。

ア 個別相談

電話相談は随時受け付け、面接相談は面接日時を予約の上、実施している。相談内容では、家族関係の問題、社会的ひきこもり、発達障害、浪費、自傷行為等の相談件数が多く、10 代～20 代前半の相談が全体の約 7 割を占めている。

イ 家族グループ

思春期の問題を抱える家族を対象としたグループ。精神科医や心理カウンセラーの助言のもと、グループでの話し合いを通し、家族としての向き合い方を共に考えていく。家族が困っている問題の内容は、不登校、ひきこもり、発達障害、浪費、自傷行為や希死念慮など多岐に渡っている。

ウ 家族講座

平成 29 年度から家族グループの参加には馴染みにくい家族へのフォローも含め、基本的な知識の習得や問題に対する洞察を深め、問題の解決への糸口をつかむことを目的として年 5 回実施している。

エ 本人グループ

ひきこもりや人間関係に苦手意識等の課題を持つ本人を対象としたグループ。利用者の「居場所」を目的として、ゲーム、創作アート、お菓子作り、外出などを行っている。利用期間の制限が無いため、長期の継続利用も見られる。

オ 事例検討会

思春期の精神保健福祉相談ケースについて、精神科医を含む多職種にて多角的に検討し、疾患や障害そのものへの理解を深め、問題を整理し、検討課題を明確にして支援のあり方を学んでいる。なお、外部関係機関への支援としては、持ち込み事例を受入れることで学習の機会を提供している。相談内容は、発達障害、ひきこもり、社会的不適応、浪費、自傷行為、摂食障害、家族の機能不全問題等多岐にわたっている。

表 6-(6)-1 思春期・青年期相談 件数

(単位：件)

内容 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
電話相談	301	347	239	266	266
新来	99	88	97	93	105

※ 電話相談件数は、「こころの電話相談」のうち思春期相談に分類された数を計上。

図 6-(6)-2 思春期・青年期相談 対象者年齢別内訳（令和 7 年度）

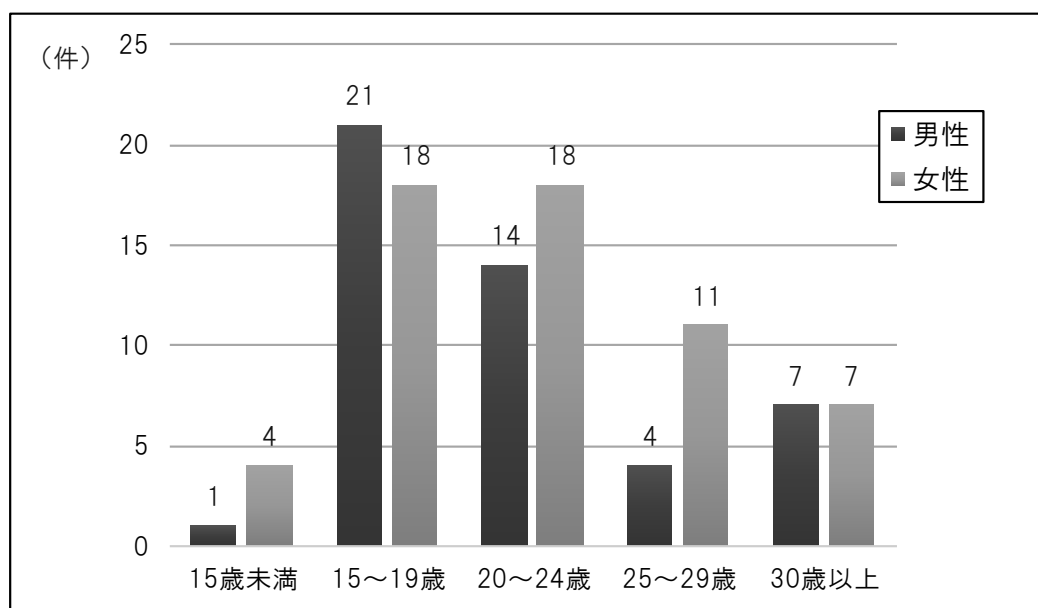


表 6-(6)-3 思春期・青年期相談 相談者別内訳

(単位：件)

種別 \ 相談者	電話相談					面接相談				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
本人	54	83	28	45	35	21	14	22	15	22
父	26	36	23	23	29	11	7	11	18	13
母	196	211	174	182	182	63	64	61	59	70
他親族	13	13	9	5	10	4	1	0	0	0
関係者	5	2	5	7	7	0	2	3	1	0
その他	7	2	0	4	3	0	0	0	0	0
合 計	301	347	239	266	266	99	88	97	93	105

※ 電話相談件数は、「こころの電話相談」のうち思春期相談に分類された数を計上。

※ 面接相談数は、来所相談者のうち筆頭相談者の数のみを計上。

表 6-(6)-4-7 思春期・青年期相談 相談内容内訳（面接相談）

（単位：件）

内容 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
不登校	10	9	10	6	6
ひきこもり	21	11	17	10	12
家庭内暴力	1	1	0	0	3
摂食障害	4	6	7	3	5
自傷行為	7	7	4	16	12
希死念慮・自殺企図					3
家族関係の問題					15
親子関係不調	17	28	23	22	
対人関係	3	1	1	4	
発達障害	13	12	12	19	16
精神障害	14	8	11	6	4
ゲーム等の問題					4
市販薬等乱用					5
浪費					15
社会的問題行動（非行）					5
無気力、働かない	1	2	7	4	
性的問題	0	0	0	0	
その他の問題	8	3	5	3	0
合 計	99	88	97	93	105

※相談傾向の変化に伴い、令和 7 年度より集計項目を変更。

図 6-(6)-4-1

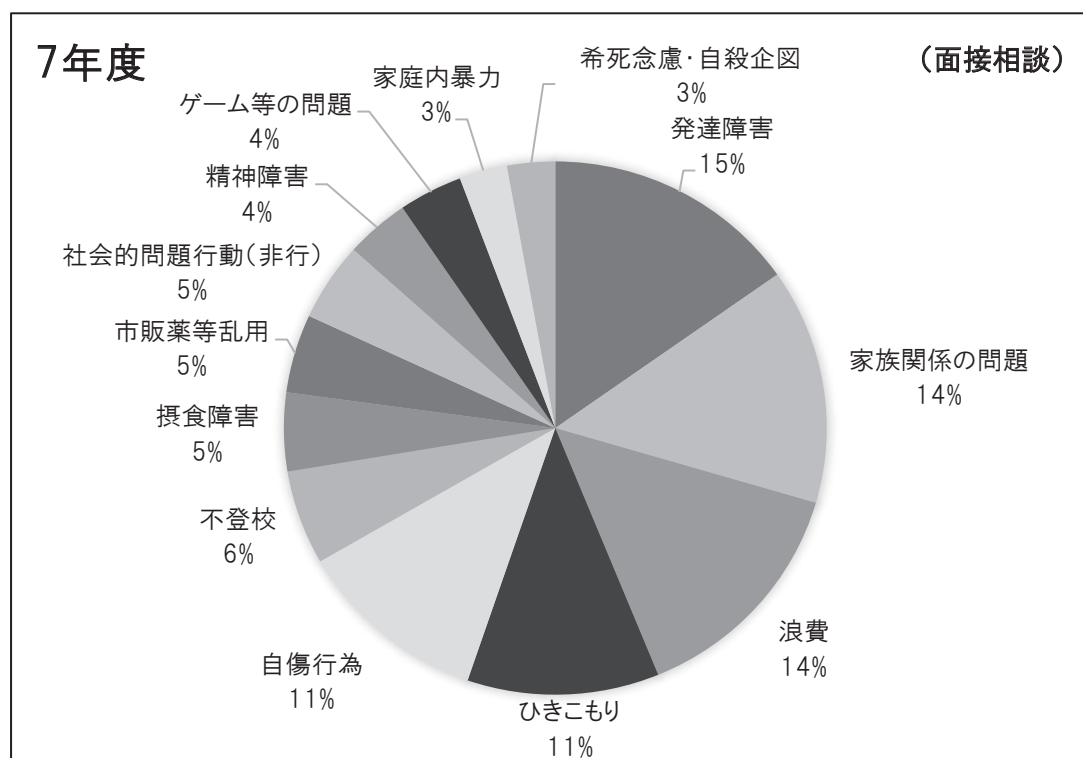


表 6-(6)-5-7 思春期・青年期相談 相談内容内訳（電話相談）

(単位：件)

内容 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
病気への不安・疑問・対応	64	65	58	52	37
リハビリテーション・就労	5	10	7	2	0
子どもの養育上の問題	50	71	37	37	28
家族関係の問題	21	29	20	29	24
不登校	26	21	25	27	23
無気力・ひきこもり	19	11	17	13	14
不適応（学校・職場）	31	27	14	10	13
家庭内暴力	8	10	0	4	13
社会的問題行動（非行等）	7	10	15	9	26
食行動の異常	16	12	7	13	9
自傷行為	13	15	9	29	26
ゲーム・インターネットの問題	9	5	9	5	18
人間関係の問題	10	30	8	21	11
性格の問題	5	6	3	3	7
その他（他センター紹介など）	17	25	10	12	17
他センター紹介※再掲	(3)	(5)	(2)	(1)	(1)
合 計	301	347	239	266	266

※ 相談内容が複数にわたる場合は主たる訴えのみを計上。

図 6-(6)-5-1

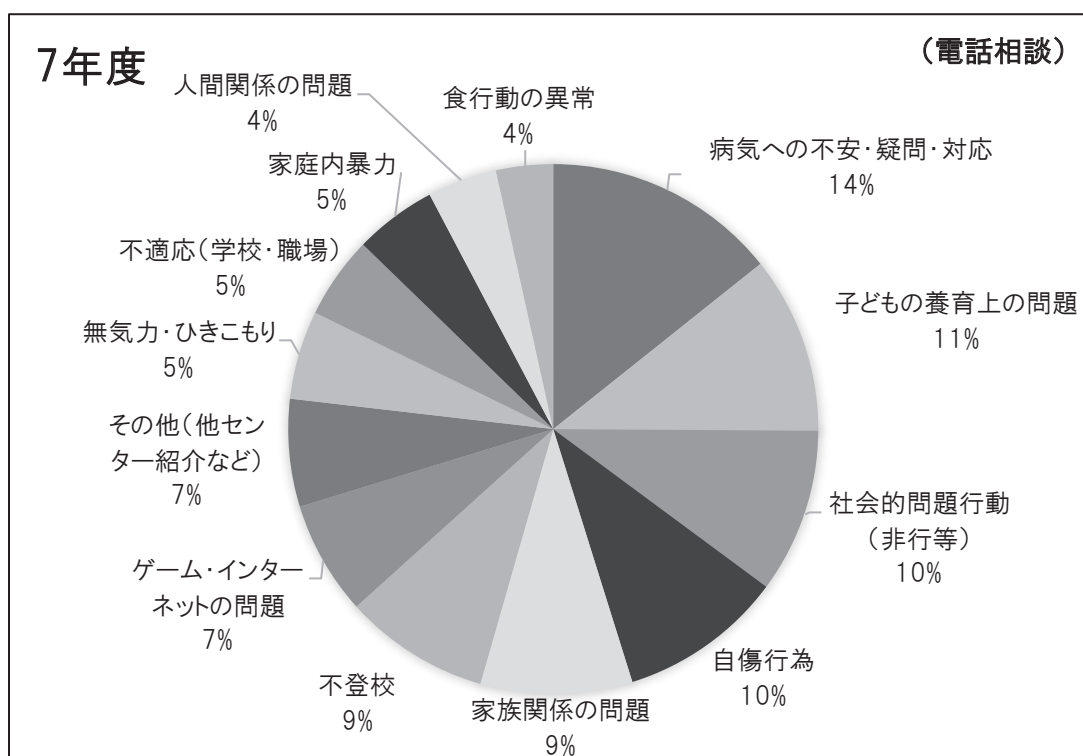


表 6-(6)-6 思春期・青年期相談 地域別内訳（令和 7 年度）

（単位：件）

地域 区分	東部 13 区及び島しょ部（担当地域）															南 西 部 10 区	市 郡 部	都 外	不 明	合 計
	千 代 田 区	中 央 区	文 京 区	台 東 区	墨 田 区	江 東 区	豊 島 区	北 区	荒 川 区	板 橋 区	足 立 区	葛 飾 区	江 戸 川 区	島 し ょ 部	小 計					
電 話	5	6	15	9	6	35	6	27	11	32	24	29	39	1	245	7	3	2	9	266
来 所	2	2	3	5	2	13	3	8	11	9	22	7	15	3	105	0	0	0	0	105

表 6-(6)-7 思春期・青年期相談 相談経路内訳

（単位：件）

内容 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
保健所	16	9	6	12	17
精神保健関係機関	1	1	0	0	0
福祉関係機関	3	2	4	7	4
民間相談機関	5	4	1	2	8
医療機関 うち（ ）は精神科以外	4 (0)	6 (1)	2 (0)	0 (0)	7 (0)
教育機関	5	7	3	3	5
警察・保護司・弁護士	0	0	0	0	0
広報	16	28	32	28	45
その他	49	31	49	41	19
合 計	99	88	97	93	105

表 6-(6)-8 思春期・青年期相談 事例検討会実施状況（令和 7 年度）

（単位：件）

区 分	開催回数(回)	事例検討総数	うち他機関 持込み事例
事例検討会	24	62	2

表 6-(6)-9 思春期・青年期相談 グループ参加状況（延べ数）（令和 7 年度）

（単位：人）

区 分	開催回数(回)	男	女	参加者合計	関係者 (学生含)
家族グループ	20	4	150	154	6
本人グループ	24	25	24	49	3
合 計	44	29	174	203	9

表 6-(6)-10 思春期・青年期家族講座 参加状況（令和 7 年度）

（単位：人）

講座テーマ及び講師名		家族		小計	関係者
		男性	女性		
第 1 回	思春期全般に見られる特徴と疾患について （東京都立精神保健福祉センター医師）	1	8	9	0
第 2 回	親と子どものより良い関係に向けて （白梅学園大学名誉教授 長谷川俊雄）	1	13	14	2
第 3 回	ひきこもりの現状と理解～家族にできること （ひととせ代表 すみれ）	0	5	5	0
第 4 回	親子のコミュニケーションについて （特定非営利活動法人 CNS ネットワーク 協議会）	0	7	7	0
第 5 回	若者の自傷行為の理解と家族の関わり方 （国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院医師 松本俊彦）	0	13	13	0
合 計		2	46	48	2

7 アウトリーチ支援

(1) アウトリーチ支援事業の概要

平成 23 年度から、未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している支援対象者に対し、センター精神科医師、看護師、保健師、福祉、心理等の専門職チームが、区市町村・保健所等と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指すとともに、地域関係機関における人材育成を推進することを目的に実施している。

また、地域関係機関からの相談を受け、アウトリーチ支援開始以前の事例や、アウトリーチ支援終了後のフォローアップ事例についても支援を行っている。

アウトリーチ支援の対象者が地域で生活する上で困難な問題が生じた場合には、中部総合精神保健福祉センター地域支援科と連携し、短期宿泊事業を利用することで、速やかな生活の安定化を図っている。また、アウトリーチ支援の対象者等について法的な問題の整理が必要な場合には、法律問題事例検討会の機会を活用し、関係機関職員とともに弁護士から助言を受けながら支援方針の検討を行っている。島しょ地域への支援においては、地理的な制約により保健師等の地域関係機関職員が容易に来所できないことから、オンライン会議システム等を活用した事例検討や面接を実施している。加えて、内地の医療機関からの退院調整や障害福祉サービス事業所等の利用依頼に当たっては、関係機関との連絡調整等を行い、地域移行及び地域定着を支援している。

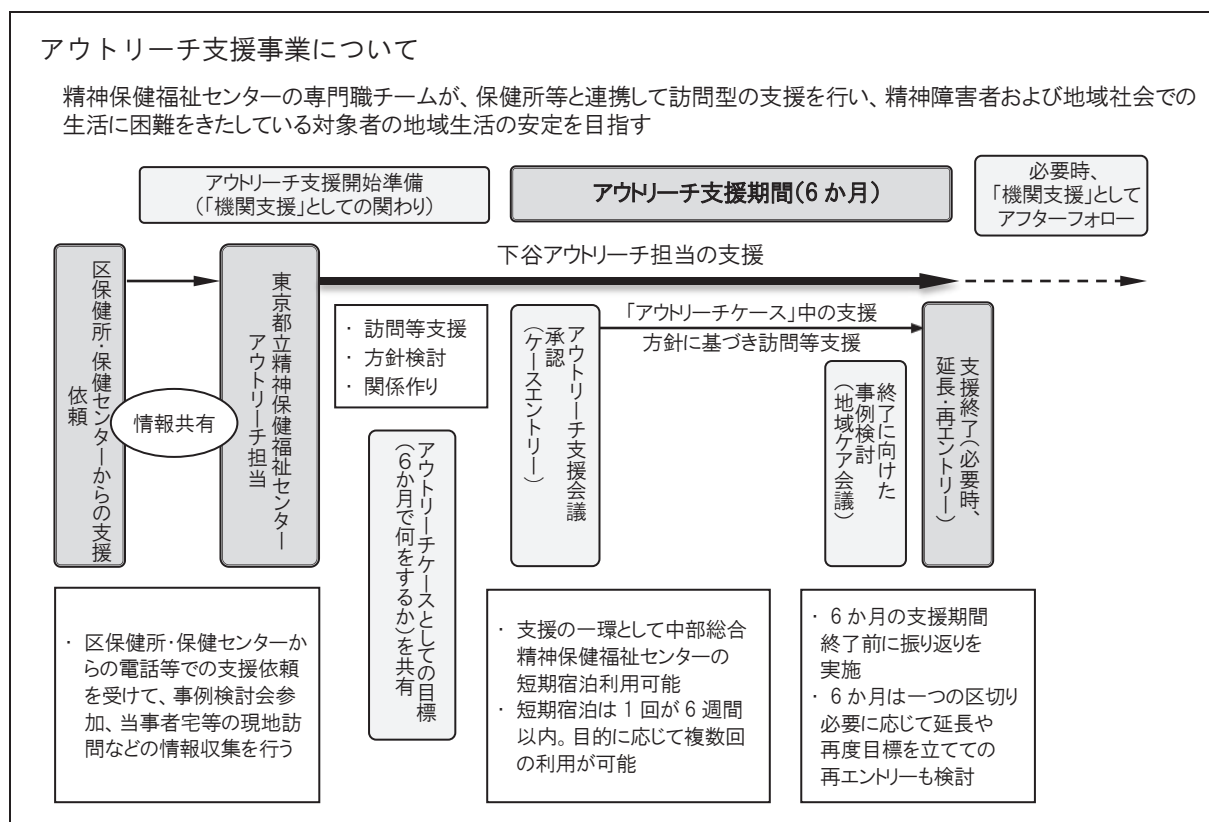
令和 7 年度のアウトリーチ支援事業における支援件数は 29 件であり、内訳は令和 6 年度からの継続が 13 件、令和 7 年度開始は 16 件（うち再エントリー 1 件）であった。また、支援終了件数は、前年度からの継続事例を含め 15 件であった。

支援開始対象者の依頼時における治療状況は、「未治療・不明」が最も多く、次いで「治療中断」、「不安定受診」の順であった。開始時点での主病名では統合失調症・妄想性障害が 7 割弱を占めていた。支援対象者本人への訪問による支援は 242 回、家族への訪問による支援は 75 回であった。

アウトリーチ担当への市区町村・保健所等からの相談・依頼事例もやや増加傾向にあり、状況整理や目標設定、関係構築に時間を要する事例が多くなっている。また、各区の重層的支援体制整備事業等、区の事業と連携しながら支援を構築する事例も増加しており、地域の体制整備に向けた連携に係る相談や橋渡し役を担っている。

また、ピアスタッフとの協働事例検討会を令和 4 年度から再開し、令和 7 年度も 2 回出張形式で実施し、延べ 39 名が参加した。出張法律事例検討会は、多くの関係機関職員も出席し、30 名が参加した。

図 7-(1)-1 アウトリーチ支援事業の流れ



(2) アウトリーチ支援事業実績

表 7-(2)-1 地域別対象者と地域別開始者

(単位：人)

地域		千代田区	中央区	文京区	台東区	墨田区	江東区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	島しょ部	計
年度	対象者	0	2	3	2	0	1	2	5	0	3	8	1	7	1	35
	開始者	0	2	1	1	0	0	1	4	0	1	5	1	4	1	21
4年度	対象者	0	2	0	1	0	2	1	4	1	1	8	1	2	2	25
	開始者	0	1	0	0	0	2	0	1	1	1	5	1	0	1	13
5年度	対象者	0	1	0	0	0	0	0	4	2	1	5	1	5	2	21
	開始者	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	4	1	10
6年度	対象者	0	2	1	0	0	0	0	2	1	4	6	4	4	2	26
	開始者	0	2	1	0	0	0	0	0	1	3	5	4	2	1	19
7年度	対象者	0	8	1	1	0	0	0	2	0	2	8	1	3	3	29
	開始者	0	6	0	1	0	0	0	1	0	1	4	0	1	2	16

* 対象者とはアウトリーチ支援事業で支援をした年度繰越者、開始者を含む。

表 7-(2)-2 支援開始対象者 年齢・性別内訳

(単位：人)

年度 年齢	3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
～19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
20 歳～	1	2	1	0	0	0	3	0	0	0
30 歳～	1	1	2	1	1	0	0	0	0	2
40 歳～	1	5	1	3	1	1	1	1	3	2
50 歳～	1	2	2	1	3	3	2	7	4	2
60 歳～	4	1	0	0	0	0	2	1	0	2
70 歳～	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0
80 歳～	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
合 計	10	11	7	6	5	5	8	11	8	8

表 7-(2)-3 支援開始対象者 家族状況別内訳

(単位：人)

年度 内訳		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
単身	男性	6	4	1	5	2
	女性	3	3	3	6	4
同居	男性	4	3	4	3	6
	女性	8	3	2	5	4
合 計		21	13	10	19	16

表 7-(2)-4 支援開始対象者 依頼時治療状況内訳

(単位：人)

年度 内訳	3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
未受診・不明	3	1	1	2	0	2	1	4	1	3
治療中断	2	4	3	1	3	1	1	5	1	2
不安定受診	0	2	1	1	1	0	2	1	0	1
その他	5	4	2	2	1	2	4	1	6	2
合 計	10	11	7	6	5	5	8	11	8	8

表 7-(2)-5 支援開始対象者の主病名別内訳 (ICD-10)

(単位：人)

		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
F0	症状性を含む器質性精神障害	0	0	1	0	0
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0	1	0	0
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	14	8	4	15	11
F3	気分(感情)障害	0	1	0	1	1
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	0	1	0	0	0
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0	0	0	0
F6	成人の人格及び行動の障害	0	0	1	0	0
F7	知的障害(精神遅滞)	1	0	1	0	0
F8	心理的発達の障害(広汎性発達障害)	3	2	2	1	0
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	2	0	0	0	1
	不 明	1	1	0	2	3
合 計		21	13	10	19	16

表 7-(2)-6 支援開始対象者 依頼時問題行動内訳 (複数計上)

(単位：人)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
医療拒否	9	3	1	6	7
暴言	6	3	5	4	4
妄想・こだわり等奇行	10	6	5	9	6
家庭内暴力	4	2	3	1	3
騒音	5	3	2	2	3
閉じこもり	7	2	4	4	4
頻回な訴え	1	2	2	4	6
不潔	5	3	2	4	2
拒食等の身体的危機	1	0	1	1	1
その他	12	9	8	11	14

表 7-(2)-7 短期宿泊事業利用実績（実人数）

（単位：人）

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
男性	3	2	2	2	3
女性	5	4	0	0	2
合 計	8	6	2	2	5

表 7-(2)-8 アウトリーチケース支援実施状況

（単位：回）

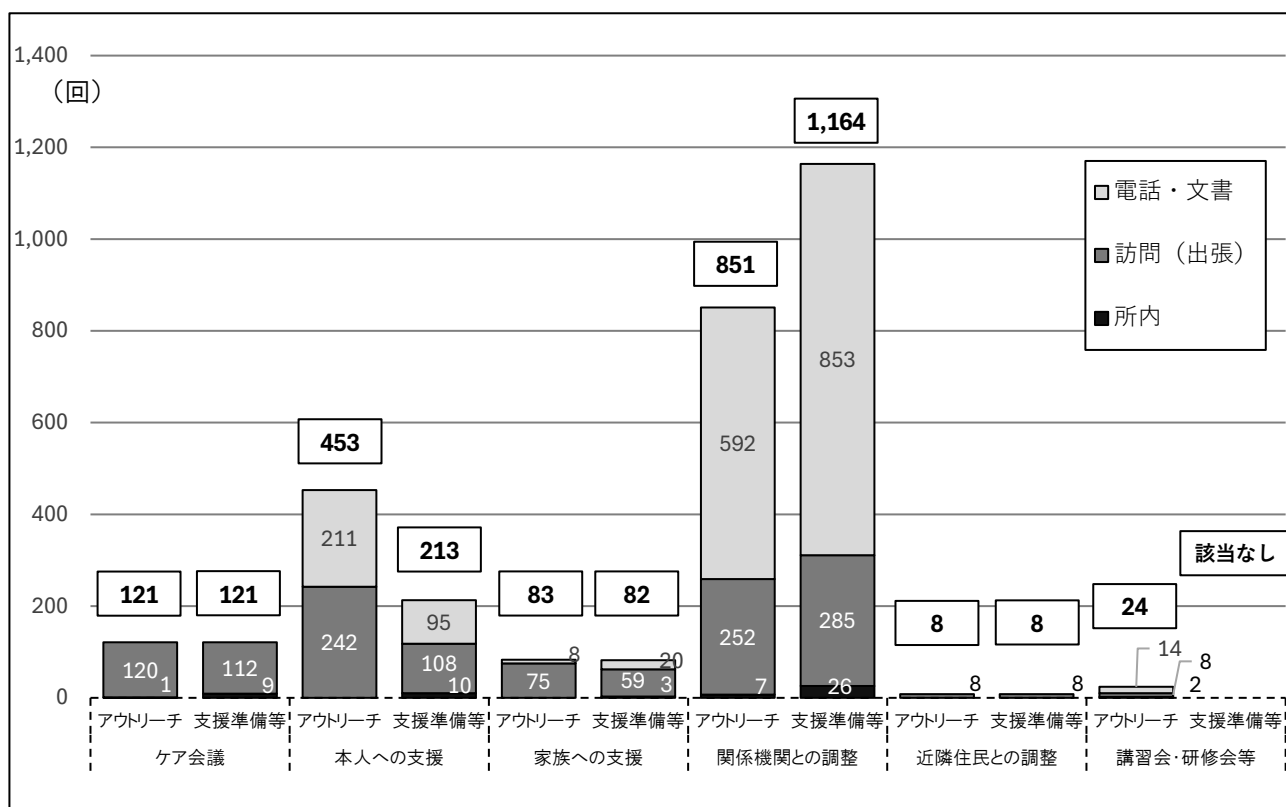
		ケア会議	本人への支援	家族への支援	関係機関との調整	近隣住民との調整	講習会・研修会等
3 年度	所内	0	12	1	8	0	4
	訪問(出張)	54	307	103	291	5	96
	電話・文書	0	102	42	729	1	24
	合 計	54	421	146	1,028	6	124
4 年度	所内	2	3	1	7	0	10
	訪問(出張)	50	289	42	229	0	21
	電話・文書	0	129	35	561	0	16
	合 計	52	421	78	797	0	47
5 年度	所内	0	2	0	0	0	7
	訪問(出張)	53	170	50	169	5	16
	電話・文書	0	117	14	339	0	14
	合 計	53	289	64	508	5	37
6 年度	所内	2	2	0	2	0	4
	訪問(出張)	49	178	71	208	21	12
	電話・文書	0	111	17	468	11	13
	合 計	51	291	88	678	32	29
7 年度	所内	1	0	0	7	0	2
	訪問(出張)	120	242	75	252	8	8
	電話・文書	0	211	8	592	0	14
	合 計	121	453	83	851	8	24

表 7-(2)-9 アウトリーチ支援開始準備・アフターフォローケースへの支援実施状況（令和 7 年度）

（単位：回）

区 分	ケア会議	本人への支援	家族への支援	関係機関との調整	近隣住民との調整
所内	9	10	3	26	0
訪問(出張)	112	108	59	285	8
電話・文書	0	95	20	853	0
合 計	121	213	82	1,164	8

図 7-(2)-10 アウトリーチ支援と支援開始準備・アフターフォローケースへの支援実施状況（令和 7 年度）



(3) アウトリーチ支援事業研修・人材育成（外部研修協力を含む）

表 7-(3)-1 研修の実施状況（令和 7 年度）

研修テーマ 実施日		対 象	研修内容・講師等	人数
1	(再掲) 精神保健福祉研修 【アウトリーチ支援研修(前期)】 令和 7 年 7 月 31 日(木)	特別区・島しょ地域の 行政職員、医療機関 職員、その他精神保 健福祉関係機関職員 等	「アウトリーチ支援と生活臨床」 吾妻広域町村圏振興整備組合立 中之条病院 副院長 小川一夫 (ZOOM によるオンライン研修)	102 人
2	(再掲) 精神保健福祉研修 【アウトリーチ支援研修(後期)】 令和 7 年 11 月 7 日(金)		「訪問支援の実際と支援機関の関係づく り」 国立看護大学校 校長 萱間真美 (ZOOM によるオンライン研修)	126 人
3	「精神保健福祉の基礎知識」講 義 令和 7 年 9 月 8 日(月)	東京都住宅供給公社 職員	東京都立精神保健福祉センター医師、ア ウトリーチ担当職員	49 人
4	公益財団法人東京都福祉保健 財団城北労働・福祉センター職 員向け研修 令和 7 年 11 月 17 日(月)	東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センタ ー職員	「支援困難な事例へのアプローチを考え る ～アウトリーチの現場から～」 東京都立精神保健福祉センターアウトリ ーチ担当職員	10 人
5	「ピアスタッフ協働事例検討会」 令和 7 年 11 月 11 日(火)	東京都立(総合)精神 保健福祉センター職 員、区保健師等	ピアスタッフ、区保健師、相談支援事業所 職員、東京都立精神保健福祉センターア ウトリーチ担当職員	20 人
6	「ピアスタッフ協働事例検討会」 令和 8 年 3 月 10 日(火)			19 人
7	中央区措置入院者退院後支援 進行管理会議 令和 8 年 1 月 15 日(木)	中央区職員	東京都立精神保健福祉センター医師、ア ウトリーチ担当職員	27 人
8	(再掲) 「出張法律事例検討会」 令和 7 年 5 月 28 日(水)	東京都立(総合)精神 保健福祉センター職 員、区保健師、関係機 関職員	弁護士、東京都立精神保健福祉センター 医師、アウトリーチ担当職員	30 人

8 組織育成

精神保健福祉活動に携わる民間組織（日中活動事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター、グループホームなどの居住支援施設等）の活性化を図ることを目的として、運営に関する助言、連絡会や事例検討への参加、講師派遣等を通して組織の発展に協力するとともに、各関係機関の橋渡し役として、地域のネットワークづくりに努めている。また、新たに精神保健福祉関係の組織を作ろうとする方々への支援を行っている。家族会や当事者団体に対しても助言や情報提供などを行い、主体的に活動できるよう支援している。

表 8-1 組織育成（令和 7 年度）

（単位：件）

援助形態 区分・ 対象機関		合 計	処 遇 相 談					情報 提供		機関・組織への業務協力						センター 主催の 業務運営			そ の 他
			個別 ケース	事例 検討会	退 院 支 援	医 療 観 察 法 事 例	連 絡 ・ 調 整	資 源 紹 介	知 識 ・ 資 料 の 提 供	業 務 検 討 ・ 組 織 育 成	会 議 ・ 連 絡 会	講 演 ・ 研 修 会	調 査 ・ 研 究	ア ド ミ ニ ス ト レ ー シ ョ ン	連 絡 ・ 調 整	セン ター 主 催 業 務 連 絡 会	研 修 ・ 実 習 協 力	連 絡 ・ 調 整	
支 援 区 分	来 所	6	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	1
	出 張	57	19	1	0	0	0	1	0	1	16	9	0	0	1	4	0	5	0
	電話・文書	504	97	1	0	0	0	8	14	0	4	9	1	2	37	0	0	327	4
	合 計	567	116	2	0	0	0	10	14	1	21	19	1	2	40	4	0	332	5
対 象 機 関	通所系給付	58	16					6		11						25			0
	居住系給付	49	11					3		2						33			0
	地域組織ネット	0	0					0		0						0			0
	当事者・家族会	20	2					7		6						1			4
	相談・地活セ	351	18					5		52						276			0
	そ の 他	89	71					3		13						1			1
	合 計	567	118					24		84						336			5

表 8-2 組織育成 援助区分別件数（令和 7 年度）

（単位：件）

対象機関 \ 区分	来所	出張	電話・ 文書	合計
通所系給付	3	6	49	58
居住系給付	0	8	41	49
地域組織ネット	0	0	0	0
当事者・家族会	1	1	18	20
相談・地活セ	1	31	319	351
その他	1	11	77	89
合 計	6	57	504	567

表 8-3 組織育成 対象事業別（令和 7 年度）

（単位：件）

対象機関 \ 区分	一 般 相 談	A L 相 談	薬 物 相 談	心 の 健 康	思 春 期	体 制 整 備	そ の 他	合 計
通所系給付	7	12	5	0	2	18	14	58
居住系給付	5	1	0	0	0	37	6	49
地域組織ネット	0	0	0	0	0	0	0	0
当事者・家族会	4	5	1	0	0	7	3	20
相談・地活セ	6	4	4	0	0	328	9	351
その他	14	39	6	2	9	2	17	89
合 計	36	61	16	2	11	392	49	567

9 東京都災害時こころのケア体制整備事業

(1) 事業の目的

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課と都内3か所の（総合）精神保健福祉センターが連携し、大規模災害等により機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスを受けた被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、専門的なこころのケアに関する対応が発災直後から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、災害等発生時における支援体制の強化を図る。

(2) 精神保健福祉センターの取組み

ア 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議では、都内発災時における精神科医療体制に関する事、東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT(※)」という。）の活動等に関する事などについて協議を行っている。また、当会議の下に、災害精神科医療体制作業部会と東京DPAT作業部会を設け、災害時における精神科医療体制や東京DPATの活動等に関する具体的な検討を行っている。

令和7年度、当センターでは、東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議及び同作業部会に委員等として参画し、東京都災害時こころのケア体制づくりに寄与している。

※ DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 大規模災害時に被災者及びその支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

イ 東京DPAT隊員の養成等（東京都災害時精神保健医療体制研修）

当センターには、令和7年度末時点で、東京DPAT隊員12名、また、そのうち日本DPAT隊員(※)が5名、隊員登録されている。

災害発生時に精神科医療及び精神保健活動の支援を効果的に行うことができるよう、東京都立中部総合精神保健福祉センターが事務局として各種研修を実施しており、これら研修への参加により、必要な知識と技術を有する人材の養成を図っている。

※ 日本DPAT : 発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県において活動するチーム。主に本部立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズの対応等の役割を担う。

(ア) 東京DPAT養成研修

東京DPAT登録機関の隊員予定者等を対象に、東京DPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得を図るための研修（新規隊員の養成研修）

(イ) 東京DPATフォローアップ研修

東京DPAT隊員の登録期間更新における、技能維持・習熟を図るための研修

(ウ) 東京DPATファシリテーター養成研修

東京DPAT養成研修及び東京DPATフォローアップ研修の演習において、演習課題の進行や受講者への助言等を行うファシリテーターの養成を図るための研修

表 9-(2)-1 研修への参加実績（令和 7 年度）

（単位：人）

研修名等	参加人数
東京DPAT養成研修（7月2日（水））	1
東京DPATファシリテーター養成研修（7月2日（水））	1
ファシリテーターとして各研修（演習）での進行役や助言 （7月12日（土）、7月13日（日）、10月17日（金）、10月18日（土））	4
日本DPAT研修（新規隊員養成研修）	1

ウ 訓練への参加

各種訓練に参加し、東京DPAT隊員として実践的な訓練の経験を積むことにより、来るべき災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から備えている。

表 9-(2)-2 訓練への参加実績（令和 7 年度）

（単位：人）

訓練名等	参加人数
東京都災害時精神科医療図上訓練（9月12日（金）） 概要：発災後から概ね 72 時間までにおける精神科医療救護活動体制の確認を行う訓練	3
東京都島しょ総合防災訓練（11月15日（土）） 概要：南海トラフ域（駿河湾）を震源とする南海トラフ巨大地震（M9 クラス）が発生、新島・式根島を含む伊豆諸島などに大津波警報が発表されることを想定した訓練	2
関東ブロックDMAT訓練でのDPAT訓練（1月31日（土）） 概要：多摩東部直下地震を想定した訓練。関東ブロックの各都県の関係機関との連携による、病院支援及び医療搬送等の訓練を実施	4

10 社会復帰活動（デイケア）

（１）デイケアの概要

この事業は、回復途上にある精神障害者を対象に集団活動（グループワーク）や個別援助をと
おして、精神障害者の対人関係・生活技能の向上を図り、社会生活への適応を促進することを目
的としている。

定 員 17 名

対象者 原則として都内 23 区在住で、以下の項目に該当する方

- ① 統合失調症・自閉スペクトラム症等の方で、通院医療を受けている方
- ② 申込み時点で 15 歳以上 30 歳代半ばまでの方

利用期間 原則として 6 か月（必要に応じて 6 か月毎の延長をし、最長 2 年まで利用可）
※令和 7 年 7 月 1 日より、利用期限を「1 年 6 か月」から「2 年」に変更。

実施日・時間 ① Aプログラム：週 3.5 日 月・火・金：午前・午後
木：午前（ショートケア）
② Bプログラム：週 3.5 日 火・木・金：午前・午後
月：午前（ショートケア）
火・金及び月・木の午前については合同プログラム。
月・木の午後は類別プログラム実施

受入時期 随時

診療報酬 精神科デイ・ケア又はショート・ケア（小規模）に係る診療報酬を徴収する。健
康保険、自立支援医療制度の利用可

（２）デイケアプログラムの内容

【週間プログラム】

区 分		午 前	午 後
月	午前・合同プログラム 午後・類別プログラム	・ A/Bプログラム	Aプログラム ・ CES ・ コミュニケーション ・ 心理教育
火	合同プログラム	・ ミーティング ・ 料理	・ 所外活動 ・ スポーツ ・ 料理 ・ 就労準備セミナー
水	(休み)		
木	午前・合同プログラム 午後・類別プログラム	・ A/Bプログラム	Bプログラム ・ SST ・ コミュニケーション ・ 心理教育
金	合同プログラム	・ パソコン教室 ・ ライフスキル ・ セルフケア 等	・ アート ・ 音楽 等

- ア Aプログラム CES（類別プログラム 月曜午後）
社会のルール、暗黙の了解、他者心理理解のため、対人場面を言語化、視覚化し、テキストやイラストを用いて行うコミュニケーショントレーニング。
- イ Bプログラム SST（類別プログラム 木曜午後）
社会生活を送る上で必要な対人関係スキルやコミュニケーションスキルについてロールプレイ等を通して学ぶ。
- ウ コミュニケーション（類別プログラム 月曜午後・木曜午後）
人と円滑にコミュニケーションを図るため、Aプログラム、Bプログラムで学んだスキルを活かしテーマに沿った話し合いやゲーム等を行う。
- エ 心理教育（類別プログラム 月曜午後・木曜午後）
それぞれの疾病・障害の特徴とその付き合い方、精神科の薬等について、医師やスタッフから情報提供や、グループワークを行う。
- オ A/Bプログラム
各自のやりたい事を行うフリータイムであるとともに、特別プログラムの企画・準備やメンバー同士の交流、それぞれの個別目標のためのトレーニングの場として位置づけている。
- カ ミーティング
所外活動や料理の企画、準備、計画を立てグループ活動の動機づけをする。
- キ スポーツ
バトミントン、モルックなどのニュースポーツ、卓球、ヨガ等の運動を通して体調管理と健康の増進を図る（月1回講師を招く）。
- ク 所外活動
社会資源の利用、グループで行動する事を目標に、美術館・水族館・そのほか文化施設、近隣への散歩など、デイケア室を離れて活動する。
- ケ 料理
料理を通して、共同作業に必要なコミュニケーションの練習、他者と協力して作業をする体験をする。
- コ パソコン教室
ワード、エクセル、パワーポイント等の基本的操作を体験しつつ、他者との作業を通しメンバー同士の交流を深める。
- サ 就労準備セミナー
就労に向けての動機づけを図り、利用できる制度・施設、必要な準備・スキル・マナー等について知る。ハローワーク等他機関と連携し進める。
- シ セルフケア
セルフケアの手法を学び、生活の質を高めるための知識（ストレス、睡眠等）を得る。
- ス ライフスキル
「問題解決技能訓練」をベースに、毎回身近な問題を解決する力を身につける事を目的とする。他者の多様な考え方を受容し自分に合った適切な解決策を各自で考え、実践を目指す。
- セ アート
コラージュ、粘土細工、版画、工作等を行う（月1回講師を招く）。

ソ 音楽

音楽療法の手法を用い、講師のピアノに合わせて歌を歌い、楽器を演奏し、音楽の持つ特性を活かし生活の質の向上を図る（月2回講師を招く）。

タ 特別プログラム

- ・ ハイキング（春・秋）

年2回、所外活動の体験を活かし1日通してグループ活動を楽しむ。秋は大型バスで出掛ける。

- ・ 季節行事（夏祭り／クリスマス会）

季節の行事を通して、文化や伝統に触れ、季節の移り変わりを体験する。飾り付けやレクリエーション等のグループ活動を行い、楽しい時間を共有する。

（３）その他の活動

ア 個別援助

個別面接及び家族面接を利用者の状況に応じて担当者が随時行い、利用者の目的に沿ったケースワークを行う。

イ 家族教室

デイケア利用者（及び修了者）の家族が正しい知識や対応の仕方を学び、精神障害者に対する理解と家族間の交流を深めることで、本人への援助能力を高める。

ウ 関係機関との連携

利用の受入及び終了に際し、医療機関、保健所、就労に関わる関係機関等との連携を図り、回復途上にある精神障害者の円滑な社会復帰、社会参加に努める。

エ 教育研修

保健所デイケア担当職員の研修及び学生などの実習の場を提供する。

（４）運営状況

PDCAサイクルを用いて、プログラムごとに、目的や内容を全スタッフが共有。それに基づき職員の役割分担を明確化し、プログラム運営を実施している。

ア Aプログラム（CES）

自閉スペクトラム症の特性に配慮し、架空のコミュニケーション場面を設定。セリフやロールプレイを見てGood—Badの判断を行い、より良いコミュニケーションの方法を学ぶ機会としている。令和7年度はメンバーの状況やニーズに合わせ、従来の実施方法を見直し、より個別課題に沿ったテーマを選定。生活技能に対する支援や介入も必要に応じて実施。また、「特別企画」として身だしなみ、清潔保持・保清、対人関係における基本的マナーなど、生活スキルの向上を目的とした講義を6回シリーズで実施。

そのほか、医師による自閉スペクトラム症の心理教育を行った。

イ Bプログラム（SST）

参加者の生活に即した具体的な練習場面を設定。事前面接を行い、コミュニケーションにお

ける短期目標、長期目標を決める。それに基づき、各回テーマを設定、ロールプレイを通してスキルの取得・定着を目指した。月1回茶話会を導入し、参加者の状況に合わせてリラックスした雰囲気プログラムに参加できるよう配慮した。

そのほか、医師による統合失調症の心理教育を行った。

ウ 就労準備セミナー

デイケア卒業後の第一歩をイメージできるよう個人ワークやグループワークを多く取り入れた。自身の特性や病気の理解をふまえ、どのように進路選択をしていくか探る機会となった。令和7年度は就労継続支援B型、就労移行支援事業所、ハローワーク等の施設見学も実施した。

エ その他の活動

防災に関する意識を高める取り組みとして、9月を防災月間と位置づけ、料理プログラムでは限られた食材や水と耐熱袋で作る非常食カレー作りを行った。防災に関する講義の実施や簡易トイレ作りも行い、災害時への備えの意識を高めた。また所外活動プログラムでは防災センターに行った。

オ デイケア見学会

当デイケアの取り組みや支援内容を知ってもらう目的として、地域の保健所・保健センター職員及び精神保健福祉に関係する職員を対象に、令和7年度に初めての試みとしてデイケア見学会を開催。参加者からの満足度評価は高く、特に若手の保健師にとってはデイケアについて知っていただく機会となったばかりでなく、精神障害や発達障害の方への支援や社会資源などについて学ぶ貴重な機会となった。

表 10-(4) デイケア見学会（令和7年度）

日 時 ・ 場 所	令和8年2月4日（水）14：00～16：00 東京都立精神保健福祉センター3階 デイケア室
参 加 者	参加人数：22名 対象区：中央区、文京区、台東区、墨田区（会場規模の関係から近隣4区に限定） 職 種：保健師、精神保健福祉士、社会福祉士
内 容	1 ミニ講座「若年の統合失調症及び発達障害の疾病理解と対応について」 2 デイケア説明（1）医療デイケアの機能と使い方 3 デイケア説明（2）当センターのデイケア概要について 4 プログラム紹介（1）「料理」 5 プログラム紹介（2）「グループアクティビティ」 ※体験含む 6 コミュニケーションプログラム（SST） ※体験含む 7 質疑応答

(5) 利用実績等

令和7年度は前年度と比較して概ね横ばいの利用者数であった。年度後半は見学者及び利用希望者が増加、デイケア見学会後には問い合わせも増えた。

これまで利用期間を最長1年半(半年ごとに利用期間の更新)としてきたが、デイケアに慣れ、生活リズムが整い、安定して通所できるようになるまで半年から1年を要するケースも多いことから、活動機会の拡大や卒業後の進路選択の時間を確保するため令和7年7月1日より、利用期間を最長2年に変更した。

デイケア活動時の様子や心理検査等の評価については、卒業時の進路選択や今後の支援に活かせるよう、区の保健師等と情報共有している。

デイケア事業の広報のため、センター主催の会議の際にデイケアの案内を配布。また、地域連携として、近隣の生活訓練施設のプログラムの一環としての見学受け入れや、民間病院のデイケア見学及び意見交換、特別支援学級の進路指導教諭との意見交換などを行った。

表 10-(5)-1 デイケア利用者数

(単位：人)

年度 利用者数	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規	7	8	6	4	5
継続	9	8	7	5	5
合計	16	16	13	9	10

表 10-(5)-2 デイケア利用者 診断名

(単位：人)

診断名 (ICD-10)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
F0 症状性を含む器質性精神障害		0	0	0	0	0
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害		0	0	0	0	0
F2 統合失調症、失調症型障害及び妄想性障害		8	8	7	3	6
F3 気分(感情)障害		0	0	0	0	0
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		0	0	0	0	0
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		0	0	0	0	0
F6 成人の人格及び行動の障害		0	0	0	0	0
F7 知的障害(精神遅滞)		0	0	0	0	0
F8 心理的発達の障害		8	8	6	6	4
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		0	0	0	0	0
合計		16	16	13	9	10

表 10-(5)-3 デイケア利用者 居住地区別状況

(単位：人)

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0
台東区	1	2	0	0	1
墨田区	0	0	0	1	1
江東区	2	3	2	1	1
豊島区	2	0	1	1	1
北区	1	0	0	0	0
荒川区	1	1	0	0	1
板橋区	2	3	3	1	2
足立区	4	1	2	3	3
葛飾区	2	0	0	0	0
江戸川区	1	4	3	1	0
その他	0	2	2	1	0
合 計	16	16	13	9	10

表 10-(5)-4 デイケア利用者 年齢別・性別

(単位：人)

年度・性別 年齢区分	3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19 歳	1	2	2	1	1	0	0	0	1	0
20～24 歳	3	2	4	2	6	2	3	2	2	2
25～29 歳	4	1	4	1	2	1	2	1	2	1
30～34 歳	2	0	0	2	0	1	1	0	2	0
35 歳～	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	5	10	6	9	4	6	3	7	3
	16		16		13		9		10	

* 平均年齢 25.1 歳 (年齢は受け入れ時の年齢)

表 10-(5)-5 デイケア実施規模（月別）（令和 7 年度）

月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催日数			13	15	16	16	12	15	16	13	15	14	14	16	175
参加 延べ人数			37	49	53	49	32	41	53	35	41	39	41	65	535
内訳	承認者	DC・SC	28	43	38	42	28	34	42	25	30	31	33	55	429
		その他＊	1	2	9	7	3	4	4	4	5	6	6	9	60
	初回見学者 体験参加者		8	4	6	0	1	3	7	6	6	2	2	1	46
1日平均 参加人数			2.8	3.3	3.3	3.0	2.7	2.7	3.3	2.7	2.7	2.8	2.9	4.0	3.0

※ その他は、DC（デイ・ケア）、SC（ショート・ケア）以外の参加者数

表 10-(5)-6 終了者のデイケア利用期間

（単位：人）

年度 期間	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1～3 ヶ月	0	0	1	0	0
4～6 ヶ月	0	1	3	0	0
7～9 ヶ月	1	0	1	0	0
10～12 ヶ月	0	0	0	0	1
1 年以上	7	8	3	4	1
合 計	8	9	8	4	2

表 10-(5)-7 デイケア終了者の転帰状況

（単位：人）

年度 区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
就学・復学	0	1	1	0	0
就労・復職（※1）	0	0	1	1	1
就労移行支援事業所	0	1	0	1	0
就労継続 A 型事業所	0	0	0	0	0
就労継続 B 型事業所	4	1	0	1	0
障害者職業センター	0	0	0	0	0
他施設の利用	2	4	2	1	0
在 宅（※2）	1	2	3	0	1
入 院	0	0	1	0	0
その他（※3）	1	0	0	0	0
合 計	8	9	8	4	2

※1 パートタイム就労、自営業手伝い、チャレンジ雇用含む

※2 家事手伝い、進路検討中含む

※3 病状等の問題で中断含む

表 10-(5)-8 家族教室の実施状況（月別内訳）（令和 7 年度）

【家族教室】

（単位：人）

開催月	テ ー マ	講 師	利用者 家族	終了者 家族	参加者 計
6 月	デイケア・家族教室について	東京都立精神保健福祉センター医師	5	4	9
7 月	病気・障害の理解と対応、薬、リハビリテーション等について	東京都立精神保健福祉センター医師	3	5	8
9 月	家族体験談 発達障害の理解と対応について	東京都自閉症協会	3	5	8
11 月	家族体験談 統合失調症の家族の話	さいたま市精神障害者 もくせい家族会	4	8	12
12 月	デイケア卒業後の社会資源	社会福祉法人JHC板橋 相談支援事業所スペース ピア	2	8	10
2 月	プログラム体験 コミュニケーションのポイント SST	東京都立精神保健福祉センター職員	5	3	8
参 加 者 計			22	33	55

* 家族教室開催回数：6 回。Aプログラム、Bプログラム対象者の家族に向け、全て合同で実施。

Ⅲ 参考資料

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（抜粋）
- 2 精神保健福祉センター運営要領（令和5年11月27日付障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 3 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和60年東京都条例第27号）（抜粋）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（抜粋）

最終改正：令和4年法律第104号

（精神保健福祉センター）

第6条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」とう。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町村（特別区を含む。第47条第3項及び第4項並びに第48条の3第1項を除き、以下同じ。）が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

（条例への委任）

第8条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条例で定める。

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

第46条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

（相談及び援助）

第47条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第1項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

- 4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。
- 5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第46条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。
- 6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

（精神保健福祉相談員）

- 第48条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者等及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。
- 2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

（都道府県の協力等）

- 第48条の3 都道府県は、市町村（保健所を設置する市を除く。）の求めに応じ、第47条第4項及び第5項の規定により当該市町村が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センター及び保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならない。
- 2 都道府県は、保健所を設置する市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）及び特別区の求めに応じ、第47条第1項、第2項及び第5項の規定により当該保健所を設置する市及び特別区が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センターによる技術的事項についての協力その他当該保健所を設置する市及び特別区に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

2 精神保健福祉センター運営要領（令和5年11月27日付障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

別紙

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。）により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

（1）組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

（2）職員の配置

ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果すために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神

保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

(4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関しての普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

(5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないように、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

(6) 精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。

特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

(7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等单位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行

うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定

法第45条第1項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

3 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和60年東京都条例第27号）（抜粋）

最終改正：令和6年東京都条例第65号（令和6年4月1日施行）

（設置）

第1条 都民の精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実、社会復帰の促進及び福祉の増進を図るため、東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター（以下「センター」と総称する。）を設置する。

2 センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく精神保健福祉センターとする。

3 東京都立総合精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都立中部総合精神保健福祉センター	東京都世田谷区上北沢二丁目一番七号
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	東京都多摩市中沢二丁目一番地三

4 東京都立精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都立精神保健福祉センター	東京都台東区下谷一丁目一番三号

（事業）

第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。ただし、第九号に掲げる事業を行うセンターは、東京都立中部総合精神保健福祉センターに限るものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健福祉業務従事者等に対する教育研修及び技術援助を行うこと。
- 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち、複雑又は困難なものを行うこと。
- 四 法第12条に規定する精神医療審査会の事務を行うこと。
- 五 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務を行うこと。
- 六 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- 七 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、区市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- 八 都内に住所を有する回復途上にある精神障害者（以下「障害者」という。）に対し、社会適応性を診断し、診療、訓練及び就労援助等を行うこと。
- 九 障害者が安定した地域生活を送るための支援等に関して短期的な宿泊を必要とする者を宿泊させること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

（利用の手続等）

第3条 前条第八号及び第九号に規定する事業に関しセンターを利用しようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、知事は、前項の承認をしないことができる。

- 一 秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- 三 センターで行う訓練及び就労援助等の効果が期待できないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が利用を不相当と認めるとき。

（使用料及び手数料）

第4条 センターを利用する者は、次の使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料

健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項及び第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（以下単に「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）により算定した額

二 手数料

- （一） 診断書 一通 千五百円
- （二） 証明書 一通 四百円

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）、健康保険法、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等によりその額を定められたものの診療に係る使用料及び手数料は、前項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

3 知事は、前二項の規定によるもののほか、使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。

（使用料及び手数料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（使用料及び手数料の納入期限等）

第6条 第4条に規定する使用料及び手数料は、診療を受け、又は診断書若しくは証明書の交付を受けた都度納めなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予することができる。

（利用の承認の取消し等）

第7条 知事は、次の各号の一に該当すると認めたときは、センターの利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- 一 センターを利用している者が第3条第2項第一号から第三号までの規定に該当したとき。
- 二 工事その他の都合により必要があるとき。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

東京都立精神保健福祉センター事業概要
(令和8年版)

令和8年度

登録第1号

令和8年9月発行

編集・発行 東京都立精神保健福祉センター
〒110-0004 東京都台東区下谷一丁目1番3号
電話番号 03(3844)2210
印刷 (社福)東京コロニー コロニー印刷
〒165-0023 東京都中野区江原町二丁目6番7号
電話番号 03(3953)3536(代)

